

事例表

〈地方公共団体区分〉

区分	事案数	該当事例（事例番号）
都道府県	65	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 15, 16, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 32, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 59, 62, 64, 65, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 77, 86, 88, 90, 93, 94, 95, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 112, 113, 114, 115
市町村	55	8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 17, 18, 30, 31, 33, 34, 35, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 60, 61, 63, 66, 74, 75, 76, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 87, 89, 91, 92, 96, 108, 109, 110, 111, 116, 117, 118, 119, 120

〈被害の発生状況〉

区分	事案数	該当事例（事例番号）
被害あり	45	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 59, 60, 61, 62, 63, 78, 79, 86, 87, 88, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112
被害のおそれ	34	19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 64, 65, 66, 77, 80, 89, 98, 99, 100, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120
被害なし・不明	41	36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 81, 82, 83, 84, 85, 90, 101, 102

〈土砂への混入〉

区分	事案数	該当事例（事例番号）
廃棄物	23	4, 6, 12, 15, 18, 29, 30, 39, 40, 42, 62, 63, 90, 91, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102
うち建設汚泥	3	39, 94, 97
汚染土	8	33, 34, 35, 38, 39, 67, 77, 97

〈区域指定〉

区分	事案数	該当事例（事例番号）
土砂災害（特別）警戒区域	11	20, 27, 33, 63, 65, 66, 68, 72, 78, 98, 119
急傾斜地の崩壊	7	20, 27, 33, 65, 66, 72, 78
土石流	4	63, 68, 98, 119

※ 「区域指定」欄には、土砂災害（特別）警戒区域に該当する場合、その区分を記載。

〈規制の対象となる法令等〉

規制の対象となる法令等	事案数	該当事例（事例番号）
土砂条例	77	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77
無許可埋立て	58	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58
被害あり	18	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18
土砂流出	14	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14
許可条件違反	18	59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76
土壌基準違反	1	77
土地の形質変更を規制する法律	49	1, 2, 3, 4, 5, 8, 12, 13, 14, 19, 23, 25, 26, 30, 32, 33, 36, 41, 42, 43, 44, 45, 48, 52, 55, 58, 60, 67, 68, 69, 71, 72, 74, 75, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92
農地法	26	1, 2, 8, 13, 32, 33, 36, 41, 42, 43, 52, 55, 58, 67, 69, 71, 74, 75, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85
森林法	17	5, 14, 19, 43, 44, 45, 48, 60, 68, 71, 72, 75, 86, 87, 88, 89, 90
砂防法	8	3, 4, 12, 19, 23, 25, 26, 91
宅地造成等規制法	4	30, 86, 87, 92
道路法	2	8, 92
河川法	1	93
廃棄物処理法	23	4, 6, 12, 15, 18, 29, 30, 39, 40, 42, 62, 63, 90, 91, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102
規制する法令なし	18	103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 110, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120

（注）本事例表については、地方公共団体の土砂条例担当部局への調査で作成しているため、事実関係（埋立ての目的、規制の承知状況等）については、調査対象の地方公共団体の土砂条例担当部局で把握しているものや、その見解を記載している。

機関	都道府県		
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年		
場所	地目	田、畑、山林、原野	
	区域指定	—	
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの		
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（無許可） 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² （無許可）	
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法	
埋立て等の規模	面積：3,000 m ² 、体積：10,000 m ³ 、高さ：7m（最大）		
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：不明		
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明		
不適切の内容（規制の承知状況）	無許可埋立て（条例等の規制を最初から遵守するつもりがなく、確信犯的埋立て）		
被害の発生状況	崩落した土砂が川に流入した。		
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例、都道府県土砂条例	
	対応状況等		・市町村土砂条例に基づく措置命令 ・都道府県土砂条例に基づく文書勧告及び報告徴収
		告発	あり
		罰金	都道府県土砂条例違反による罰金 100 万円
		行政代執行	あり（河川法）
調査日現在の状況		・河川に流入した土砂については、都道府県の出先機関が河川法に基づく代執行により撤去済み ・その他の土砂については不適正な埋立て等が続いており、引き続き対応を要する状況にある。	
	是正・解決	未解決	
対応に当たって苦慮した内容	無許可埋立ては面積が小さいうちは市町村土砂条例違反から始まるが、次第に面積が大きくなり、指導が困難になった段階で都道府県に移送されてくるため、対応が難しくなる。		
備考			

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 27 年	
場所	地目	畑
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（無許可） 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～（無許可）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法
埋立て等の規模	面積：8,000 m ² 、体積：20,000 m ³ 、高さ：16m（最大）	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	無許可埋立て（条例等の規制を最初から遵守するつもりがなく、確信犯的埋立て）	
被害の発生状況	法面の一部が崩落し、隣接する田に流出。地権者により是正済み	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	都道府県土砂条例に基づく報告徴収及び措置命令
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		措置命令は履行されておらず、引き続き対応を要する状況である。
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	<ul style="list-style-type: none"> ・無許可埋立ては面積が小さいうちは市町村土砂条例違反から始まるが、次第に面積が大きくなり、指導が困難になった段階で都道府県に移送されてくるため、対応が難しくなる。 ・違反者は条例の罰金の最高額（100万円）を超える利益を得ているため、罰則が抑止力として機能しない。また、実害が生じていないと事件化は困難である。 	
備考		

機関	都道府県		
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 28 年～		
場所	地目	山林	
	区域指定	—	
埋立て等の目的	単に投棄されたもの		
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² (対象外：要許可面積以上)	
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	砂防法	
埋立て等の規模	面積：4,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明		
土砂への混入	廃棄物 (うち建設汚泥)：不明 (不明)、汚染土：不明		
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明		
不適切の内容 (規制の承知状況)	無許可の土砂埋立て (開発行為名目)		
被害の発生状況	平成 28 年、河川に土砂が崩落し、河川が白濁して一時取水できなかった。		
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例、砂防法	
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年、斜面に流出した区域を含めた埋立て等区域面積を 3,000 m²と確認し、搬入土砂の全量撤去を勧告 平成 29 年、山林に残っている土砂の全量撤去を命令。関係者逮捕 (都道府県土砂条例違反、砂防法・砂防条例違反)。都道府県土砂条例違反容疑は関係者全員不起訴。砂防法違反容疑は起訴され、有罪判決 令和元年、市町村が水道水の取水停止による損害賠償請求を行い、関係者へ賠償命令 	
		告発	—
		罰金	—
		行政代執行	—
調査日現在の状況	山林に残っている土砂の全量撤去の履行を指導		
	是正・解決	未解決	
対応に当たって苦慮した内容	<ul style="list-style-type: none"> 崩落前の土砂埋立等面積が 3,000 m²未満であったため、指導が難しかったこと また、市町村土砂条例に基づく対応も、市町村の体制等が脆弱であり、不十分であった。 		

備考

- ・把握端緒：住民通報
- ・山腹崩壊危険地区

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年～	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	単に投棄されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (対象外：要許可面積未満) 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² (無許可)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	・砂防法 ・廃棄物処理法
埋立て等の規模	面積：700 m ² 、体積：不明、高さ：5m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入あり【コンクリートくず、陶磁器くず （レンガ、かわら）、廃プラスチック】 （不明） 汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	無許可の土砂埋立て（農地造成等名目） 廃棄物の混入	
被害の発生状況	・南側市町村道へ土砂流入 ・崩落して隣接の高速道路等に土砂が流入するおそれあり	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例、砂防法
	対応状況等	関係機関の指導に従わず、市町村土砂条例、砂防法違反により行為者逮捕
	告発	—
	罰金	平成 30 年、簡易裁判所から略式命令が出され、行為者に罰金刑が科された。
	行政代執行	—
調査日現在の状況	堆積土砂の撤去を指示しているが、現地に変化なし	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	行為者の資金繰りの目途がつかず、現場の状況が改善されない。	
備考	・把握端緒：住民通報 ・事例番号 12 と重複事案	

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 27 年～	
場所	地目	原野、山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（無許可） 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	森林法
埋立て等の規模	面積：20,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（不明）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：搬入なし	
不適切の内容（規制の承知状況）	都道府県土砂条例を承知の上で、無許可で土砂埋立てを行った。	
被害の発生状況	盛土の崩壊により直下の池へ土砂が流入	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	搬入中止の指導文書、土砂搬入禁止看板の設置
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	土砂の搬入は止まっており、植生が入っているため土砂流出の危険性は低い。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	伐採届を提出しており、それで土砂の搬入をしても良いと思っている。 一箇所ではなく、複数箇所で埋立てを行っている。	
備考		

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 27 年～	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（無許可） 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	廃棄物処理法
埋立て等の規模	面積：10,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入あり【がれき類】（不明） 汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：搬入なし、ストックヤード：搬入なし	
不適切の内容（規制の承知状況）	都道府県土砂条例を承知の上で、無許可で土砂埋立てを行った。	
被害の発生状況	直下の市町村道へ土砂が流出	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	搬入中止の指導文書、土砂搬入禁止看板の設置
	告発	—
	罰金	—
調査日現在の状況	行政代執行	—
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	行為者が全く聞く耳を持たない。警察立会いの下でも法律には従わないと言いつけている。	
備考		

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 26 年～	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：8,000 m ² 、体積：10,000 m ³ 、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（不明）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：搬入なし	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> 申請どおり施工しておらず、許可を取消。その後無許可埋立て 都道府県土砂条例を承知の上で埋立てを行った。 	
被害の発生状況	下流へ土砂が流出	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	防災工事催告文書の発出、都道府県土砂条例許可の取消、土砂搬入禁止看板の設置、再度の許可申請の提出を指導
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	土砂の搬入は行われていない。許可申請を行うよう指導中。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	行為者が指導に応じない。	
備考		

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 29 年～令和 2 年	
場所	地目	畑
	区域指定	—
埋立て等の目的	単に投棄されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：市町村条例の適用による都道府県条例の適用除外 市町村条例：要許可面積 300 m ² ～（無許可）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法、道路法
埋立て等の規模	面積：2,000 m ² 、体積：約 5,000 m ³ 、高さ：約 8m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（混入なし）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：搬入なし、ストックヤード：搬入あり	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立て予定地の隣接地に一時堆積と称して山を作り、本来の埋立てをせず土砂の搬入を続けた。 ・道路への残土の投棄 ・条例等の規制を最初から遵守するつもりがなく、確信犯的埋立て 	
被害の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・崩落により隣接水路及び田圃に土砂が流入（行為者により撤去済み） ・道路の通行に支障を来している。 	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例、道路法
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂条例を基に搬入停止及び撤去の行政指導（文面 12 回）、撤去命令（文面 1 回）、崩落等防止命令（文面 1 回）、催告（文面 8 回）、告発 ・道路法第 43 条違反による残土の撤去及び原状回復に関する行政指導（文面で 10 回）
	告発	あり
	罰金	50 万円
	行政代執行	—
調査日現在の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・警察署に告発をしており、現在も土砂が堆積している状況である。 ・行為者から撤去を進めたいとの連絡が入るも、着手に至っておらず、引き続き現地の確認等が必要な状況である。 ・道路法第 71 条第 1 項の規定による「原状回復措置命令書」を行為者に発しているが、残土の撤去及び原状回復がなされていない状況である。 	

	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本来の嵩上げ予定地の隣接地の所有者が亡くなっており、明確に所有権を主張できるものがない土地に一時堆積と称して山を作った。 ・ 行為者は指導も意に介さず土砂搬入を続け、さらに近隣にも土地所有者に無断で又は言いくるめて土砂搬入を行った。 ・ 警察とも連携し現場パトロールを実施していたが、行為者が職員や指導員の不在時（早朝や夜間）に残土を不法投棄し、対応に苦慮した。 	
備考		

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 26 年～29 年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	建設工事で使用する建設資材として搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：市町村条例の適用による都道府県条例の適用除外 市町村条例：要許可面積 300 m ² ～（無許可）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：1,000 m ² 、体積：1,000 m ³ 、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（混入なし）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：搬入あり、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・一時堆積した土砂を崩落させ、道路を通行不能とした。また、指導に従わず、撤去等を行わなかった。 ・条例等の規制を最初から遵守するつもりがなく、確信犯的埋立て 	
被害の発生状況	一時堆積地の土砂が崩落し、隣接道路が通行不能となり、奥の田圃の耕作が不能となった。	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	土砂条例を基に行政指導（文面 3 回）、撤去命令（文面 1 回）、催告（文面 7 回）、告発
	告発	あり
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		警察署に告発をしたものの不起訴処分となった。行為者が撤去作業を実施していたが、怪我など体調の関係から、現在は作業が止まっている状況である。
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	撤去指導をするも、資金難や作業の都合上土地権者に了解を得なければならぬ等の理由により実施しなかった。また、事業者と契約解除により全面撤退をしたなどの理由により責任の回避を図った。	
備考		

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年～	
場所	地目	雑種地
	区域指定	—
埋立て等の目的	一時的な仮置きとして搬入（処分場へ運搬する予定であった土砂が雨で運搬できなかったために規制規模を超えた）	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 2,000 m ² ～（対象外：要許可面積未満） 市町村条例：要許可面積 500～2,000 m ² （無許可）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：600 m ² 、体積：1,000 m ³ 、高さ：3m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：搬入なし	
不適切の内容（規制の承知状況）	土砂条例許可を得ずに、規制規模を超える土砂の埋立てを行った（ストックヤードのため、仮置き）。条例の規制は知らない（市町村の事業者への聞き取り）。	
被害の発生状況	隣接する農業用水路及び駐車場に土砂がこぼれ落ちていた。	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	現地、庁舎内、電話等で継続して行政指導を行い、市町村土砂条例の規制規模未満となるよう是正させた。
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	継続的な指導の結果、規制規模未満となっている。現在、申請に向け、設計者と協議中である。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	・現場がストックヤードであることから、日々、土砂量や形態が変わるため、定期的な監視が不可欠であった。	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・民間工事で搬出した残土とのことだが、事実確認はこれ以上不可能（市町村の事業者への聞き取り） ・指導を継続した結果、令和 2 年度中に許可申請が行われ、同年度中に土砂埋立行為を許可。ストックヤードであり、最終形が存在しな 	

	<p>いことから、許可条件の範囲内であることを定期報告書により確認している。</p>
--	--

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 28 年～	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	建設残土を処分することを目的としたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (対象外：要許可面積未満) 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～ (無許可)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：1,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入の疑いあり【木片、廃プラスチック】 （混入なし） 汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、公共工事：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	事前相談の段階で市町村土砂条例について説明済み。市町村土砂条例適用未満の予定であったが、市町村土砂条例適用規模に無許可で拡大した。	
被害の発生状況	法面が崩落して、隣接地の山林・田に流入	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	市町村土砂条例を基に、①行為者への口頭指導、②現地立入指導、③行為者及び土地所有者に文書通知、④市町村及び保健所、都道府県による指導、⑤行為者に弁明通知書送付、⑥行為者に改善命令、⑦土地所有者に弁明通知書送付、⑧土地所有者に改善命令
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年から改善命令等を行ったが、撤去の見込みがつかない間に台風で法面が崩れた。安全対策を取るよう土地所有者に指導を行い、一部、改善されているが、引き続き改善に向けて指導を行う状況にある。 土地の所有者の告発も検討したが、起訴まで持ち込めないと判断。改善の指導を続けるしかないとしている。 	
	是正・解決	未解決

<p>対応に当たって苦慮した内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入土は明らかに、廃棄物の混入が見られたが、保健所は、出所が明らかでなく産廃であるとは言いがたいとして、廃棄物処理法での対応がなされなかった。 ・当時の市町村土砂条例では、指導対象は土地の所有者であって、行為者の位置付けについて明確にされていないため、行為者に復旧させる手立てがなく、指導しづらい状況
<p>備考</p>	

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 27 年頃～	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	単に投棄されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (対象外：要許可面積未満) 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² (無許可)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	・砂防法 ・廃棄物処理法
埋立て等の規模	面積：700 m ² 、体積：不明、高さ：5m	
土砂への混入	<p>廃棄物（うち建設汚泥）：混入あり【コンクリートくず、陶磁器くず（レンガ、かわら）、廃プラスチック】（混入なし）</p> <p>汚染土：混入なし</p>	
建設発生土の搬入元	<p>都道府県外：不明、公共工事：搬入のおそれあり</p> <p>ストックヤード：不明</p>	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物が混入又はその疑いのある土砂の埋立て等 ・土砂条例に基づく許可を受けないまま、自身が借り受けた土地及びその周辺の約 700 m²に渡って土砂を堆積 	
被害の発生状況	西側市町村道へ土砂流入。また、崩落して北側高速道路敷地内に流入するおそれあり	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例、砂防法、廃棄物処理法
	対応状況等	<p>(土砂条例に基づく対応状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年当時、「土地賃貸借契約をしている業者が盛土した部分が崩れ、道路が埋まった」との通報。市町村土砂条例未制定のため道路管理担当課が現地確認し、道路への土砂流出を確認。28 年まで、行為者への是正指導を実施し、土地を管理する地元自治会にも経過説明。市町村土砂条例施行後も行為者が新たな土砂搬入及び埋立行為を実施したため、市町村土砂条例に基づき、再度現地確認及び指導。 ・平成 30 年、警察署と合同で現地立入検査と堆積土砂の測量実施。無許可の埋立行為と認定し、現地復元に向けた指導を複数回実施。その後、現地確認 3 回、文書指示 3 回、文書勧告 1 回。 ・令和元年、行為者と面談。敷地内堆積土砂見守り徹底及び資金繰りの目処が付き次第、堆積土砂撤去作業を口頭指示。その後、現地確

		<p>認、文書指示。</p> <p>(砂防法に基づく対応状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂防法に基づく砂防指定地内であることから、平成 30 年に都道府県において、砂防指定地管理規則に基づき、行為の禁止と土砂の除去を指導。以後、数度に渡り同様の指導等を継続。 <p>(廃棄物処理法に基づく対応状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県は、現地調査の結果、産業廃棄物混入が認められたとして、平成 30 年、廃棄物処理法に基づく文書指導を行った。
	告発	—
	罰金	平成 30 年に市町村土砂条例及び砂防法違反により行為者が逮捕された。その後に行為者本人が前法令違反を自認したことから、地方検察庁検事の判断による略式起訴にて、簡易裁判所から行為者に罰金刑の略式命令が科された。(市町村土砂条例、都道府県砂防指定地管理条例)
	行政代執行	—
調査日現在の状況		<ul style="list-style-type: none"> ・行為者は「資金繰りの目処が立たない」ことを理由に、指導に応じておらず、行政側も有効な手立てが見いだせない状況 ・ただし、都道府県では行為者に対して、毎月 1 回の見回り及びその結果報告書の提出を指導(市町村と情報共有)。しばらく行為者は当該指導に従い、現状写真等を提出していたが、令和 2 年に同行為者から体力的な理由により、異常発生時のみの報告への変更要望があり、それ以降は都道府県及び市町村各々で月 1 回現地確認する方針に変更。埋立法面等の現状に変化等はない模様。
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容		当該土地は地元住民共有で過去に使用承諾を与えたこともあり、地元からの通報が遅れ、警察経由の通報によって同事案が発覚するまで目立った動きが無く、事実確認を取るのに時間を要した。
備考		事例番号 4 と重複事案

機関	市町村		
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 28 年～30 年		
場所	地目	田、山林	
	区域指定	—	
埋立て等の目的	太陽光パネル設置のため		
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積：2,000 m ² ～（無許可） 市町村条例：都道府県条例の適用による市町村条例の適用除外	
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法	
埋立て等の規模	面積：10,000 m ² 、体積：30,000 m ³ 、高さ：5m		
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：混入なし		
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、公共工事：搬入あり、ストックヤード：不明		
不適切の内容（規制の承知状況）	当該地は、農地法及び同法施行令の規定に基づく許可（農地転用）を受けているが、都道府県土砂条例の埋立許可が行われていない（無許可埋立て）。		
被害の発生状況	当該埋立工事が直接の原因であるかは不明であるが、当該地周辺への水路に土砂が流出し、水路を塞ぐこととなり、公費を用いて土砂を撤去した（当該地周辺において公共工事も実施していたため）。		
事案の対応状況	対応法令等	農地法、都道府県土砂条例	
	対応状況等	【農地法】 農地法及び同法施行令に基づく農地転用許可 【都道府県土砂条例】 都道府県土砂条例の許可を受けていない埋立行為 都道府県土砂条例を基に協議及び行政指導、口頭指導数回（10 回以上）、文書指導 1 回 平成 30 年、最初の口頭指導、現場確認	
		告発	—
		罰金	—
		行政代執行	—
調査日現在の状況	協議を重ねているが、原状回復及び修繕対応がされていない状況が継続中		
	是正・解決	未解決	
対応に当たって苦慮した内容	・無許可埋立てを確認した際には太陽光パネルを事業者が設置してい		

	<p>なかったが、原状回復を行うよう指導を行っている途上で事業者が太陽光パネルを設置し、より原状復帰を行いつらい状況が続いている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は許可が必要であることを知っていたかどうかは不明であるが、農業委員会が農地転用許可の判断を行う際に、都道府県土砂条例の許可が必要であることが見落とされていたことも一因 ・都道府県の土砂条例を所管する部局に今後の対応について相談したところ、都道府県土砂条例に基づく措置命令を行うことも可能であると助言を受けているが、措置命令は現時点で発していない。
備考	

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 23 年～30 年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 2,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～ (施行前)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	森林法
埋立て等の規模	面積：約 20,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物 (うち建設汚泥)：不明 (不明)、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容 (規制の承知状況)	<ul style="list-style-type: none"> 許可が必要な規模にもかかわらず、無許可で土砂埋立て行為を実施 事業者は許可が必要であることを知りながら埋立て行為を実施 	
被害の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> 地元からの苦情。下流域への土砂の流出等 森林等で 1ha 超の大規模な造成を行う場合、裸地となるため排水等防災工事を先行して適切に行う必要があるが、当該事案は、これらの工事を実施していないことにより、土砂が側溝等に流出した。 	
事案の対応状況	対応法令等	森林法、都道府県土砂条例
	対応状況等	土砂の搬入停止及び今後の計画等が分かるよう書面で提出について行政指導 (口頭で複数回、文書で 4 回)。その後、森林法に係る復旧命令及び都道府県土砂条例の規定による措置命令処分
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	当該違反地において、売買及び競売により別事業者が土地を所有することとなった。森林法に係る復旧命令に伴い、新たな土地所有者から平成 30 年に提出された「森林復旧工事計画書」に基づき是正工事が完了され、違法状態が解消された。	
	是正・解決	平成 30 年
対応に当たって苦慮した内容	<ul style="list-style-type: none"> 口頭指導及び文書指導については効果がなく、協議開始 (事業者が是正工事計画書を提出する) までに苦慮し時間を要した。 口頭指導数回、文書指導 4 回 (行為者)、文書指導 2 回 (引継者)、 	

	行政処分（措置命令）に伴う行為者への督促 5 回
備考	

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 28 年～29 年	
場所	地目	田、宅地、原野、雑種地
	区域指定	—
埋立て等の目的	単に投棄されたもの（都道府県の見解）	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 1,000 m ² ～（無許可） 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～（無許可）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	廃棄物処理法
埋立て等の規模	面積：1,000 m ² 、体積：800 m ³ 、高さ：5m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入あり【コンクリートくず、陶磁器くず（タイルくず）】（不明） 汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村土砂条例の許可を得ずに埋立て ・スレートを含む建設系産業廃棄物を放置 ・条例等により埋立て等に規制が課されていることを知らずに埋立て等が行われている。 	
被害の発生状況	道路が汚れている。	
事案の対応状況	対応法令等	廃棄物処理法、都道府県土砂条例
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法に基づく行政指導（口頭で複数回） ・都道府県土砂条例に基づく行政指導（報告徴収（書面）で2回、口頭で複数回） ・土砂に加えて産業廃棄物が投棄されていたことから、都道府県土砂条例と廃棄物処理法の指導を併せて実施している。 ・平成 28 年当初の埋立面積は 980 m²であったため、市町村土砂条例の規制対象であった。その後、平成 29 年の埋立てにより、1,000 m²となったため、都道府県土砂条例の規制対象となり、都道府県が行政指導を行った。
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
	<ul style="list-style-type: none"> ・行為者自身で、搬入した産業廃棄物の一部を令和元年に撤去。現在、 	

調査日現在の状況		産業廃棄物はほぼ撤去されている。 ・令和2年に土砂の一部を撤去
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容		行為者と電話連絡ができない。
備考		事例番号18と重複事案

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 29 年	
場所	地目	原野
	区域指定	—
埋立て等の目的	土地造成が目的	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 1,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：5,000 m ² 、体積：2,000 m ³ 、高さ：5m	
土砂への混入	廃棄物 (うち建設汚泥)：混入なし (混入なし)、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容 (規制の承知状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県土砂条例の許可を得ずに埋立て ・ 条例等により埋立て等に規制が課されていることを知らずに埋立て等が行われている。 	
被害の発生状況	財産被害 (土地所有者への事前説明時の土砂を大幅に超える土砂の搬入)	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	都道府県土砂条例に基づく行政指導 (口頭で 1 回)
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		許可規模 (1,000 m ²) 未滿に土砂を集積後、事業を中止した。
	是正・解決	平成 29 年
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考		

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	令和元年～	
場所	地目	宅地
	区域指定	—
埋立て等の目的	ストックヤードとしての事業活動	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (対象外：要許可面積未満) 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² (無許可)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：600 m ² (最大時)、体積：600～3,000 m ³ 、高さ：1～5m	
土砂への混入	廃棄物 (うち建設汚泥)：混入なし (混入なし)、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：搬入あり、ストックヤード：不明	
不適切の内容 (規制の承知状況)	他人の土地を借り受けて土砂の仮置場 (ストックヤード) を設置・運営する事業者が、市町村土砂条例で定める要許可面積を超える土砂の堆積を繰り返している。	
被害の発生状況	周辺住民から作業 (特に夜間) に伴う騒音・振動・粉じんについて苦情が寄せられている。	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年頃、周辺住民から「ストックヤードに夜間に土砂が搬入され、騒音・振動・粉じんに悩まされている」との苦情を受け、現地確認及び行為者への指導に着手 指導当初において、行為者は市町村土砂条例の規制内容を知らなかった。 市町村土砂条例に基づき土砂撤去等を文書指導 2 回 現地パトロール 19 回 行為者への面談指導 5 回 行為者同行による現地立入検査 3 回
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	<ul style="list-style-type: none"> 土砂撤去・適切な管理を継続的に指導中 行為者は文書指導を受け、今後の是正に向け、土砂搬入量が条例で定める要許可面積以内に収まるよう管理することを約束している。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・並行して市町村土砂条例の許可を得るよう指導を行っているが、住民説明会の開催等の手続が煩雑なことから消極的である。
是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	許可を要する規模を超えていても、土砂崩落により人の生命や財産等に明確な被害、影響を与える状況ではないため、刑事告発での立件を前提とした勧告まではできず、度重なる指導をしても行為者は違反を繰り返し、長期化している。
備考	

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 28 年～29 年	
場所	地目	宅地、雑種地
	区域指定	—
埋立て等の目的	単に投棄されたもの（都道府県の見解）	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積：1,000 m ² ～（無許可） 市町村条例：要許可面積：500 m ² ～（無許可）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	廃棄物処理法
埋立て等の規模	面積：1,000 m ² 、体積：不明、高さ：5～6m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入あり【陶磁器くず（タイルくず）】 (不明) 汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	土砂条例の許可を得ずに埋立て	
被害の発生状況	道路が汚れている。	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> 平成 28 年、土砂の搬入開始。条例等により埋立て等に規制が課されていることを知らずに埋立て等 平成 29 年、土砂の搬入。産業廃棄物を含む。 市町村土砂条例に基づき、行為者であろう者に事情聴取実施。行政指導（文書で複数回、口頭で複数回） 令和 2 年、現在の埋立面積は 1,000 m²以上。都道府県の指導により、産業廃棄物は撤去。平成 29 年に搬入された土砂は、産業廃棄物を撤去した事業者に対して、都道府県が搬出するよう指導中（一部は搬出済み）。平成 28 年に搬入された土砂は、都道府県が指導中の土砂が搬出されない限り搬出できない場所にあることから、適正に保管するよう指導中
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—

調査日現在の状況		不適正な埋立て土砂が存続しており、引き続き対応を要する状況にある。隣接地の不適正処理地も含めて対応中。道路側の一部を搬出済み。
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容		<ul style="list-style-type: none"> ・行為者であろう者に、事情を聴取しても、「建設残土は搬入していない」と行為を認めようとせず、行為者が特定できない。 ・行為者であろう者に連絡がとれないことがある。 ・敷地の所有者も、勝手に土砂が置かれたと主張するのみである。
備考		事例番号 15 と重複事案

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 22 年～	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	単に投棄されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～(無許可) 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² (対象外：要許可面積以上)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	砂防法、森林法
埋立て等の規模	面積：60,000 m ² 、体積：不明、高さ：10m	
土砂への混入	廃棄物(うち建設汚泥)：不明(不明)、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容(規制の承知状況)	無許可の土砂埋立て(残土処分名目)	
被害の発生状況	崩落して隣接道路、農地等に土砂が流入するおそれあり	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例、森林法
	対応状況等	(都道府県土砂条例) 平成 27 年、土砂搬入行為の中止勧告。勧告後も搬入行為を継続したため、平成 28 年、土砂搬入禁止区域に指定 (森林法) 無許可の土地の形質変更をし、行政指導に従わず、平成 25 年に中止命令、平成 26 年に復旧命令
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		不適正な埋立て等が是正されておらず、引き続き対応を要する状況にある。
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	土地の形質変更が疑われるが、行為者が立入りを拒んでいるため、現況の把握が容易でないこと。	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・把握端緒：都道府県のパトロール ・行為者は土砂搬入禁止区域指定の処分を不服として都道府県に、処分の取消等の訴えや執行停止を申立て。執行停止の申立てが却下さ 	

	<p>れた後、行為者から現地の是正について期日外で協議したい旨の申出があり、現在、裁判所の関与の下、協議を継続</p> <ul style="list-style-type: none">・大規模盛土造成地（谷埋め型）
--	---

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 28 年	
場所	地目	山林
	区域指定	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）
埋立て等の目的	他工事に利用されるものとして一時的な仮置きとして搬入されたもの（土砂の一時堆積名目）	
規制の対象となる法令等	土砂条例（許可の有無）	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（無許可） 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² （施行前）
	規制の対象となる法令（土砂条例以外）	—
埋立て等の規模	面積：3,000 m ² 、体積：10,000 m ³ 、高さ：10m以上	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	無許可の土砂埋立て（土砂の一時堆積名目）	
被害の発生状況	崩落して下方の住宅地に土砂が流入するおそれがあった。	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	平成 28 年、行為者に土砂の全量撤去を勧告。勧告後も撤去が進まないため、搬入土砂の全量撤去を命令
	告発	平成 29 年（⇒平成 30 年不起訴処分）
	罰金	—
	行政代執行	平成 29 年、行政代執行による搬入土砂の全量撤去工事着手 ⇒行為者に行政代執行による撤去費用を請求中
調査日現在の状況		土砂条例技術基準に適合する高さである 5m まで土砂を撤去
	是正・解決	平成 29 年
対応に当たって苦慮した内容	危険度が高いと判断し、行政代執行により土砂の撤去に踏み切ったこと。	
備考	把握端緒：都道府県のパトロール	

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期		平成 28 年～令和元年
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的		単に投棄されたもの
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² (施行前)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模		面積：4,000 m ² 、体積：不明、高さ：10m以上
土砂への混入		廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明
建設発生土の搬入元		都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明
不適切の内容（規制の承知状況）		無許可の土砂埋立て（ソーラーパネル設置名目）
被害の発生状況		崩落して隣接地に土砂が流入するおそれあり
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	平成 28 年、搬入土砂の全量撤去を勧告
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	令和元年、是正指導完了	
	是正・解決	令和元年
対応に当たって苦慮した内容		—
備考		把握端緒：都道府県のパトロール

機関	都道府県		
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 29 年～		
場所	地目	山林	
	区域指定	—	
埋立て等の目的	他工事に利用されるものとして一時的な仮置きとして搬入されたもの		
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² (施行前)	
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—	
埋立て等の規模	面積：5,000 m ² 、体積：不明、高さ：10m		
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明		
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明		
不適切の内容（規制の承知状況）	無許可の土砂埋立て(土砂の一時堆積名目)		
被害の発生状況	崩落して隣接道路等に土砂が流入するおそれあり		
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例	
	対応状況等	対応状況等	平成 29 年、搬入土砂の全量撤去を勧告。その後、搬入土砂の全量撤去を命令
		告発	—
		罰金	—
		行政代執行	—
調査日現在の状況		土砂搬入は止まっているが、撤去の命令については履行されていない。	
	是正・解決	未解決	
対応に当たって苦慮した内容	平成 30 年に土砂の撤去に着手するものの、その後は進まない。		
備考	把握端緒：都道府県のパトロール		

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 29 年～30 年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	他工事に利用されるものとして一時的な仮置きとして搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² (施行前)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	砂防法
埋立て等の規模	面積：4,000 m ² 、体積：6,000 m ³ 、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物 (うち建設汚泥)：不明 (不明)、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容 (規制の承知状況)	無許可の土砂埋立て (土砂の一時堆積)	
被害の発生状況	崩落して隣接地に土砂が流入するおそれあり	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	搬入土砂の全量撤去を勧告
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		平成 30 年、是正指導完了
	是正・解決	平成 30 年
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考	把握端緒：都道府県のパトロール	

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 29 年～30 年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	単に投棄されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² ※3,000 m ² 未満になるまでは都道府県条例で対応
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：10,000 m ² 、体積：10,000 m ³ 、高さ：7m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	無許可の土砂埋立て(太陽光発電名目)	
被害の発生状況	崩落して隣接地に土砂が流入するおそれあり	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	都道府県土砂条例の許可対象未満の面積（市町村土砂条例許可の面積）になるまで土砂撤去を勧告
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		平成 30 年、是正指導完了
	是正・解決	平成 30 年
対応に当たって苦慮した内容	当初、土砂の全量撤去を指導していたが、市町村との協議で都道府県土砂条例の許可対象未満の面積になるまで土砂撤去するよう方針転換したこと。	
備考	把握端緒：都道府県のパトロール	

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年～	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	単に投棄されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² (対象外：要許可面積超)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	砂防法
埋立て等の規模	面積：6,000 m ² 、体積：20,000 m ³ 、高さ：10m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	無許可の土砂埋立て（農地造成名目）	
被害の発生状況	崩落して隣接地に土砂が流入するおそれあり	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例、砂防法
	対応状況等	平成 30 年、砂防法の許可範囲まで搬入土砂を撤去するよう勧告
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		急斜面の是正を理由に新たな土砂を搬入したため、指導中
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	行為者が亡くなり、土地所有者が変わったこと（都道府県土砂条例上、行為者に係る継承規定なし）。	
備考	把握端緒：都道府県のパトロール	

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年～	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	単に投棄されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² (対象外：要許可面積以上)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	砂防法
埋立て等の規模	面積：4,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物 (うち建設汚泥)：不明 (不明)、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容 (規制の承知状況)	無許可の土砂埋立て (ハウス栽培用農地造成名目)	
被害の発生状況	崩落して隣接地に土砂が流入するおそれあり	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	平成 30 年、搬入土砂の全量撤去を勧告
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	土砂搬入は停止。全量撤去の計画書は未提出	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	都道府県土砂条例違反の是正を進めるよう指導したが、行為者が争う姿勢を見せていること (現在まで連絡等なし)。	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・把握端緒：住民通報 ・山腹崩壊危険地区 	

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年～	
場所	地目	山林
	区域指定	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）
埋立て等の目的	単に投棄されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 （許可の有無）	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（無許可） 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² （対象外：要許可面積以上）
	規制の対象となる法令 （土砂条例以外）	—
埋立て等の規模	面積：4,000 m ² 、体積：不明、高さ：8m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	無許可の土砂埋立て（開発行為名目）	
被害の発生状況	崩落して隣接道路に土砂が流入するおそれあり	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	令和元年、搬入停止・撤去を勧告
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	不適正な埋立て等が是正されておらず、引き続き対応を要する状況にある。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	撤去先が見つからないとの理由で是正が進まないこと。	
備考	把握端緒：都道府県のパトロール	

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	令和2年～	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	単に投棄されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（無許可） 市町村土砂条例：要許可面積 500～3,000 m ² （対象外：要許可面積超）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：5,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	無許可の土砂埋立て（農地造成名目）	
被害の発生状況	崩落して隣接地や農業用水へ流入するおそれあり	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	土砂の全量撤去を前提に、災害防止措置の行政指導を実施
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		土砂搬入は停止。災害防止措置を指導している。
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	行為者による是正が進まない中、土地所有者が行為者から別の者に移ったこと。	
備考	把握端緒：住民通報	

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 28 年～29 年	
場所	地目	原野、公衆用道路、山林、畑、田
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 1,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	廃棄物処理法
埋立て等の規模	面積：1,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物 (うち建設汚泥)：混入あり【コンクリートくず】(混入なし) 汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容 (規制の承知状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物混じり土の埋立て ・ 条例等の規制を最初から遵守するつもりがなく、言わば確信犯的に埋立て 	
被害の発生状況	廃棄物、土砂等の流出のおそれ	
事案の対応状況	対応法令等	廃棄物処理法、都道府県土砂条例
	対応状況等	廃棄物処理法及び都道府県土砂条例に基づく搬入・埋立て停止、廃棄物・土砂撤去、状況報告等の行政指導 (口頭で 4 回)
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	行為者による廃棄物の撤去が完了。1,000 m ² 未満となるように土砂も撤去され、許可対象未満の規模となった。	
	是正・解決	平成 29 年
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考		

機関	市町村		
不適切な処理が始まった始期～終期	令和元年～2年		
場所	地目	山林	
	区域指定	—	
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの		
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積：1,000 m ² ～（無許可） 市町村条例：要許可面積：500 m ² ～（無許可）	
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	宅地造成等規制法、廃棄物処理法	
埋立て等の規模	面積：500 m ² 以上、体積：不明、高さ：3m		
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入あり【コンクリートくず】（混入の疑いあり） 汚染土：不明		
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明		
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> 市町村土砂条例の許可を得ずに埋立て 宅地造成等規制法による手続を行わずに造成 市町村土砂条例等の規制を最初から遵守するつもりがなく、言わば確信犯的に埋立て等が行われている。 		
被害の発生状況	隣接住民敷地に土砂が混入するおそれ		
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例	
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> 市町村土砂条例に基づく状況報告依頼の行政指導（口頭で複数回） 埋め立てられた敷地は、宅地造成等規制区域内であるため、仮に宅地に造成するのであれば、宅地造成等規制法に基づく届出書を提出することとなる。本事案について、当初、届出書の事前協議による対応を検討していたが、宅地となるか判然としなかったため、宅地造成等規制法ではなく、市町村土砂条例の適用を検討することとなった。 その後、産業廃棄物が不法投棄されていることが分かり、現在は、その件に関して警察で係争準備中であるため、市町村土砂条例に基づく指導は一旦、止めている。 産業廃棄物が搬出された後、市町村土砂条例に基づく指導を再び始める予定である。 	
		告発	—
		罰金	—

		行政代執行	—
調査日現在の状況			産業廃棄物が混じっているため、対応中。引き続き対応を要する状況にある。
	是正・解決	未解決	
対応に当たって苦慮した内容			行為者を特定するのに時間（1週間程度）がかかった。
備考			

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 23 年～30 年	
場所	地目	ため池、山林、池沼
	区域指定	—
埋立て等の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの ・搬入先の土地造成のための搬入されたもの 	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積：1,000 m ² ～（無許可） 市町村条例：要許可面積：1,000 m ² ～（無許可）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：3,000 m ² 、体積：不明、高さ：約 5m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・許可を得ずに建設残土を搬入 ・市町村土砂条例等により埋立て等に規制が課されていることを知らずに埋立て等が行われている。 	
被害の発生状況	崩落し土砂が流れるおそれあり	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村土砂条例に基づき停止・撤去の行政指導（口頭で十数回、文書で 2 回） ・本事例は、都道府県土砂条例及び市町村土砂条例の両方の対象事案であったことから、事案の対応については、常時連携して対応していた。
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	行為者（建設会社）による安全対策工事がとられ、経過観察とした。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	<ul style="list-style-type: none"> ・指導に対し、行為者の理解を得られるのに時間を要した。 ・立入検査や口頭指導に当たっては警察職員が応援に来ているが、行為者が相手を見て対応を変えるため、職員のみで対応していた場合さらに対応が困難となっていたと考えられる。 	

備考	
----	--

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年	
場所	地目	畑
	区域指定	—
埋立て等の目的	土地造成が目的	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 1,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法
埋立て等の規模	面積：2,000 m ² 、体積：不明、高さ：1m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県土砂条例の許可を得ずに埋立て ・条例等の規制を最初から遵守するつもりがなく、言わば確信犯的に埋立て 	
被害の発生状況	土砂等の流出のおそれ	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	都道府県土砂条例に基づく事業停止、改善計画書提出、盛土高さ低減、参考資料提出等の行政指導（口頭で4回）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		行為者が盛土高さを 1m以下に低減し、許可対象規模未満となった。
	是正・解決	平成 30 年
対応に当たって苦慮した内容	一時期、行為者等と連絡が取れない状況になった。	
備考		

機関	市町村		
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 27 年～28 年		
場所	地目	田、山林	
	区域指定	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）	
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの		
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：市町村条例の適用による都道府県条例の適用除外 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～（無許可）	
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法	
埋立て等の規模	面積：不明、体積：不明、高さ：不明		
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明） 汚染土：混入あり（水素イオン濃度）		
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明		
不適切の内容（規制の承知状況）	無許可		
被害の発生状況	水素イオン濃度基準値超過による周辺への影響のおそれ		
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例	
	対応状況等	土砂条例を基に是正計画書の提出・撤去の行政指導（文面で3回）及び撤去の措置命令（文書で1回）	
		告発	—
		罰金	—
		行政代執行	—
調査日現在の状況		不適正な埋立て状態が続いており、引き続き対応を要する状況にある。	
	是正・解決	未解決	
対応に当たって苦慮した内容	是正計画書が提出されるも、計画通り実施されず。		
備考			

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 29 年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：市町村条例の適用による都道府県条例の適用除外 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～（無許可）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：5,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明） 汚染土：混入あり（ふっ素、水素イオン濃度）	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	無許可	
被害の発生状況	ふっ素・水素イオン濃度基準値超過による周辺への影響のおそれ	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	土砂条例を基に停止・是正計画書の提出・撤去の行政指導（文面で3回）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	不適正な埋立て状態が続いており、引き続き対応を要する状況にある。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	行為者へ連絡を取ることが不可能な状態である。	
備考		

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 29 年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：市町村条例の適用による都道府県条例の適用除外 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～（無許可）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：1,000 m ² 、体積：3,000 m ³ 、高さ：8m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明） 汚染土：混入あり（水素イオン濃度）	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	無許可	
被害の発生状況	水素イオン濃度基準値超過による周辺への影響のおそれ	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	土砂条例を基に是正計画書の提出・撤去の行政指導（文面で2回）及び撤去の措置命令（文書で1回）、措置命令違反による告発
	告発	あり
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	不適正な埋立て状態が続いており、引き続き対応を要する状況にある。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	市町村としてできることをしたが、現場は是正されない。	
備考		

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年	
場所	地目	田、山林、原野
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² (無許可)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法
埋立て等の規模	面積：3,000 m ² 、体積：10,000 m ³ 、高さ：10m (最大)	
土砂への混入	廃棄物 (うち建設汚泥)：混入なし (混入なし)、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容 (規制の承知状況)	無許可埋立て (条例等の規制を最初から遵守するつもりがなく、確信犯的埋立て)	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例、都道府県土砂条例
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> 市町村土砂条例に基づく措置命令 都道府県土砂条例に基づく文書勧告及び報告徴収
	告発	あり
	罰金	都道府県土砂条例違反による罰金 100 万円
	行政代執行	—
調査日現在の状況	不適正な埋立て等が続いており、引き続き対応を要する状況にある。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	無許可埋立ては面積が小さいうちは市町村土砂条例違反から始まるが、次第に面積が大きくなり、指導が困難になった段階で都道府県に移送されてくるため、対応が難しくなる。	
備考		

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 28 年	
場所	地目	雑種地、原野
	区域指定	—
埋立て等の目的	残土処分を目的に投棄	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² (無許可)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：4,000 m ² 、体積：10,000 m ³ 、高さ：5m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、公共工事：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	許可を取得することなく土砂が搬入されている。土砂条例不承知	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	都道府県土砂条例に基づく報告徴収を実施
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		不適正な埋立てが行われた状態であり、引き続き対応を要する状況にある。
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	行為者が体調不良で連絡が取れなくなったり、土地が他者に販売されたりして対応に苦慮した。	
備考		

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	令和2年	
場所	地目	不明
	区域指定	—
埋立て等の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事で使用する建設資材として搬入され、その後投棄に移行 ・実際に当初は資材として土砂が搬入されていたが（鳥獣被害防止のための土砂搬入）土砂の搬入量が多くなり、投棄する流れになった。 	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（無許可） 市町村条例：要許可面積 300 m ² ～（無許可）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：8,000 m ² 、体積：約 20,000 m ³ 、高さ：約 10m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：混入あり（砒素）	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	許可を取得することなく土砂が搬入されている。土砂条例不承知	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	許可取得に向け指導中
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		不適正な埋立てが行われた状態であり、引き続き対応を要する状況にある。
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	許可申請前に違法状態を改善するよう、土砂の撤去が必要であるため時間を要した。	
備考		

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 29 年～30 年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの（都道府県の見解）	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 1,000 m ² ～（無許可） 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	廃棄物処理法
埋立て等の規模	面積：9,000 m ² 、体積：60,000 m ³ 、高さ：5m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入あり） 汚染土：混入あり（砒素）	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、公共工事：不明、ストックヤード：搬入あり	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県土砂条例の許可を得ずに埋立て ・ 建設汚泥が混じった土砂を投棄 ・ 条例等の規制を最初から遵守するつもりがなく、確信犯的に埋立て 	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	廃棄物処理法、都道府県土砂条例
	対応状況等	埋め立てられていた土砂等の約 90%は改良土及び砂礫である。土砂等の性状等を分析し、改良土及び砂礫（一部）について、「廃棄物」（建設汚泥）であると判断したため、廃棄物処理法及び都道府県土砂条例に基づく行政指導（報告徴収（書面）で 3 回、口頭で複数回）を行った。
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		行為者自身で搬入した土砂を平成 31 年から撤去。令和 2 年、原状回復
	是正・解決	令和 2 年
対応に当たって苦慮した内容	搬入した土砂は無機汚泥を処理した改良土。平成 30 年、分析結果で砒素が環境基準を超過	
備考		

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 28 年	
場所	地目	不明
	区域指定	—
埋立て等の目的	太陽光パネル設置のための造成工事	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 1,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	廃棄物処理法
埋立て等の規模	面積：4,000 m ² 体積：3,000 m ³ 高さ：1m	
土砂への混入	廃棄物 (うち建設汚泥)：混入あり【がれき類、金属くず】(不明) 汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容 (規制の承知状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の不法投棄及び都道府県土砂条例の許可を得ずに埋立て ・ 条例等により埋立て等に規制が課されていることを知らずに埋立て等が行われている。 	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	廃棄物処理法、都道府県土砂条例
	対応状況等	廃棄物処理法及び都道府県土砂条例に基づき撤去計画を指示。行政指導 (口頭で複数回)
	告発	地元住民の告発により、行為者は、廃棄物処理法及び都道府県土砂条例違反で平成 29 年に逮捕
	罰金	罰則が適用されているのかは確認できていない。
	行政代執行	—
調査日現在の状況		開発業者 (土地所有者) が工事業者 (行為者) に対して訴訟し、勝訴したが、工事業者が撤去費用の支払いや撤去作業を行わず、現場はそのままとなっている。
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	開発業者 (土地所有者) と工事業者 (行為者) が異なり、事件や民事訴訟となったことから、しばらく現場指導できない状況となった。今後は指導を再開する予定である。	
備考	開発業者と行為者で係争中	

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	令和元年	
場所	地目	田
	区域指定	—
埋立て等の目的	土地造成	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 1,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法
埋立て等の規模	面積：1,000 m ² 、体積：1,000 m ³ 、高さ：1m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可申請中の土砂搬入 ・ 都道府県土砂条例等の規制を最初から遵守するつもりがなく、言わば確信犯的に埋立て 	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	都道府県土砂条例に基づき土砂の搬入停止。行政指導（口頭で1回）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	許可前に搬入した土砂の性状及び量を報告させた後、許可を交付して計画どおり施行は終了した。	
	是正・解決	令和元年
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考	許可の審査に当たって現地を確認したところ、既に搬入されていた。	

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 17 年（廃棄物の投棄は平成 30 年）～令和元年	
場所	地目	山林、畑
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的として自社が保有する土地に土砂等を埋め立てたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（無許可） 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法、廃棄物処理法
埋立て等の規模	面積：4,000 m ² 、体積：4,000 m ³ 、高さ：3m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入あり【がれき類、木くず】（混入なし） 汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県土砂条例等により埋立て等に規制が課されていることを知らずに埋立て等が行われている。 事業者自身が保有する土地に都道府県土砂条例の特定事業許可の必要な面積を超えて土砂が搬入された。搬入された土砂には木くず等の廃棄物が混入していた。 	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	廃棄物処理法
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年、匿名の通報があり、事業者に対して立入検査を行ったことで発覚 廃棄物処理法に基づく報告徴収通知
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	事業者による撤去・原状回復がなされ、解決	
	是正・解決	令和 2 年
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考		

機関	都道府県		
不適切な処理が始まった始期～終期		令和元年～	
場所	地目	山林	
	区域指定	—	
埋立て等の目的		処分を目的に土砂処分場に搬入	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（無許可） 市町村条例：都道府県条例の適用による市町村条例の適用除外	
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	森林法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律	
埋立て等の規模		面積：9,900 m ² 、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入		廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（不明）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元		都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：搬入なし	
不適切の内容（規制の承知状況）		条例等を承知の上で、無許可で林地開発・土砂埋立てを行った。	
被害の発生状況		—	
事案の対応状況	対応法令等	森林法、農地法、農振法	
	対応状況等	林地開発については一度実測による書面を提出させ、基準面積以下（1ha）であることを確認したが、現地確認や航空写真等から面積を拡張している状況がうかがわれた。このため、事業者に区域拡大の事実について確認したところ、1ha は超えていないと主張し、開発区域拡大を否認している。	
		告発	—
		罰金	—
		行政代執行	—
調査日現在の状況		農地法・農振法は違反状態であるため、関係各所合同での現地確認を行った。	
	是正・解決	未解決	
対応に当たって苦慮した内容		<ul style="list-style-type: none"> ・行為者は区域拡大については認めていない。 ・また、農地法・農振法は明らかな違法状態であり、主体的な指導を行っているが、許認可に結び付いていない。 ・山間部での開発面積の正確な把握が困難なため、対応に苦慮している。 	
備考			

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 27 年～	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	森林法
埋立て等の規模	面積：70,000 m ² 、体積：400,000 m ³ 、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入の疑いあり（不明） 汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、ストックヤード：搬入なし	
不適切の内容（規制の承知状況）	申請どおり施工していない。	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	措置命令（調整池の浚渫）、搬入禁止命令及び禁止看板の設置
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		措置命令が履行されていないため、土砂搬入禁止命令を継続中
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	隣接地における市町村等との協定に基づく改善工事を行っているとは主張	
備考		

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 26 年～	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	森林法
埋立て等の規模	面積：10,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（不明）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：搬入なし	
不適切の内容（規制の承知状況）	都道府県土砂条例を承知の上で、無許可で林地開発・土砂埋立てを行った。	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	搬入中止の指導文書、土砂搬入禁止看板の設置
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		土砂の搬入は行われていない。変更許可申請が提出されたが、補正指示の書類が未提出
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	再三の指導に対し、反応が非常に鈍い。	
備考		

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 29 年～30 年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (無許可) 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：6,000 m ² 、体積：40,000 m ³ 、高さ：35m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（不明）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：搬入なし、ストックヤード：搬入なし	
不適切の内容（規制の承知状況）	都道府県土砂条例を承知の上で、無許可で土砂埋立てを行った。	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	都道府県土砂条例許可申請の提出指導（指導済）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	条例許可後、申請内容に従って施工している。	
	是正・解決	平成 30 年
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考		

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	不明	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：市町村条例の適用による都道府県条例の適用除外 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～（無許可）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：1,000 m ² 、体積：約 2,000 m ³ 、高さ：2m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	無許可	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	口頭指導のみ
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	行為者による撤去・原状回復がなされ、解決した状況にある。	
	是正・解決	令和元年
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考		

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	令和元年～2年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	建設資材として搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：市町村条例の適用による都道府県条例の適用除外 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～（無許可）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	森林法
埋立て等の規模	面積：不明、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	無許可	
被害の発生状況	不明	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	土砂条例を基に是正計画書の提出・撤去の行政指導（文面で3回）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		不適正な埋立て状態が続いており、引き続き対応を要する状況にある。
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	現場が終了しており、無許可で搬入した土砂の区域について明確には把握できていない。	
備考		

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 29 年	
場所	地目	畑
	区域指定	—
埋立て等の目的	建設事業者が処分場へ持って行く残土を一時的に仮置きするため	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：市町村条例の適用による都道府県条例の適用除外 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～（無許可）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：約 900 m ² 、体積：約 2,000 m ³ 、高さ：約 2m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	市町村土砂条例に基づく許可を受けずに、許可が必要な規模の土砂等の埋立て等を行っていた。事業者からの聞き取りによれば、条例の規制を知らなかったとのこと。	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	市町村土砂条例に基づき違反状態の是正をするよう行政指導を行った（口頭：複数回、文書：1回）。
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	行為者による是正（規制規模未満まで土砂を撤去）がなされ、解決した状況にある。	
	是正・解決	平成 29 年
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考		

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年	
場所	地目	畑
	区域指定	—
埋立て等の目的	残土を一時的に仮置きするため	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：市町村条例の適用による都道府県条例の適用除外 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～ (無許可)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：約 1,000 m ² 、体積：約 4,000 m ³ 、高さ：約 4m	
土砂への混入	廃棄物 (うち建設汚泥)：混入なし (不明)、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容 (規制の承知状況)	市町村土砂条例に基づく許可を受けずに、許可が必要な規模の土砂等の埋立て等を行っていた。事業者からの聞き取りによれば、条例の規制を知らなかったとのこと。	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	市町村土砂条例に基づき違反状態の是正をするよう行政指導を行った (口頭：複数回、文書：1回)
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	行為者による是正 (規制規模未満まで土砂を撤去) がなされ、解決した状況にある。	
	是正・解決	平成 30 年
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考	住宅に近い場所での不適正事例	

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	令和元年～2年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	残土を処分するため（土砂処分場という位置付けではないが、不要な残土を埋立てに使用するため搬入）	
規制の対象となる法令等	土砂条例（許可の有無）	都道府県条例：市町村条例の適用による都道府県条例の適用除外 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～（無許可）
	規制の対象となる法令（土砂条例以外）	—
埋立て等の規模	面積：約 1,000 m ² 、体積：約 2,000 m ³ 、高さ：約 2m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	市町村土砂条例に基づく許可を受けずに、許可が必要な規模の土砂等の埋立て等を行っていた。事業者からの聞き取りによれば、条例の規制を知らなかったとのこと。	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	市町村土砂条例に基づき違反状態の是正をするよう行政指導を行った（口頭：複数回）。
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	行為者による是正（規制規模未満まで土砂を撤去）がなされ、解決した状況にある。	
	是正・解決	令和2年
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考		

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年	
場所	地目	畑
	区域指定	—
埋立て等の目的	単に投棄されたもの ※事業者は、残土ビジネスを目的とし処分費をもらい建設発生土を受入れ、建設発生土を他人の土地に投棄した事案	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：市町村条例の適用による都道府県条例の適用除外 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～ (無許可)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法
埋立て等の規模	面積：不明、体積：不明、高さ：10m未満	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	条例の定める構造・安全基準が守られていない(法面勾配違反)。	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	土地の埋立て等の規制に関する条例を基に停止・撤去の行政指導（口頭で逐一）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	関係各課等と現場にて指導し、条例の技術基準に適合する形で、是正完了した（農地法違反は継続）。	
	是正・解決	平成 30 年
対応に当たって苦慮した内容	<ul style="list-style-type: none"> ・当該土地は、過去にも手続を経ず、別の事業者が違法に土砂搬入されている。当時の事業者に対し、再三にわたる口頭指導したが、応じなかったため、停止命令文書、原状回復及び告発を行ったが、原状回復されないままであった。 ・今回の事業者は、更に盛土をしている。 ・このような経過から、二重の違反が行われた現場であるため、今回の事業者が違反した土砂の範囲等の確認が困難であった。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・同一事業者が何度か当該市町村の指導を受けており、是正対応に慣れてしまっている。 ・人気の少ない場所を狙い不法投棄が行われており、通報等がない限り、発覚されにくい。 ・市町村外からの土砂搬入が多く、搬入元において適法適正に手続が行われているのか判断が困難である。 ・市町村の農地法の手続等の窓口は農業委員会であるが、許可権者は都道府県であり、都道府県の出先機関が市町村外にあることなどから、事業者への指導等を行う際の連携等が困難であった。
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 10 年停止命令、平成 11 年告発、逮捕、勧告 ・土地 4 筆のうち 3 筆（80～85％）は、他人の土地。土地所有者に無断で投棄

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年～	
場所	地目	雑種地
	区域指定	—
埋立て等の目的	単に投棄されたもの ※事業者は、残土ビジネスを目的とし処分費をもらい建設発生土を受入れ、建設発生土を自己所有地に投棄した事案	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：市町村条例の適用による都道府県条例の適用除外 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～（無許可）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：600 m ² 程度、体積：不明、高さ：4m程度	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	条例の定める構造・安全基準が守られていない。	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	市町村土砂条例を基に停止・撤去の行政指導（口頭で逐一）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	安全上支障がないため、経過観察をしている。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	<ul style="list-style-type: none"> ・再三の土砂撤去の指導に対し、搬出する旨の回答があるが、一向に対応する様子がない。 ・同一事業者が何度か当該市町村の指導を受けており、是正対応に慣れてしまっている。 ・人気の少ない場所を狙い不法投棄が行われており、通報等がない限り、発覚されにくい。 ・市町村外からの土砂搬入が多く、搬入元において適法適正に手続が行われているのか判断が困難である。 	
備考		

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年	
場所	地目	畑
	区域指定	—
埋立て等の目的	建設資材として搬入(新設された資材置場について、土地の勾配がついており使い勝手が悪かったため、平らにするために土砂を搬入)	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 2,000 m ² ～(無許可) 市町村条例：500～2,000 m ² (対象外：要許可面積以上) ※まちづくり条例で対応
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：3,000 m ² 、体積：1,000 m ³ 、高さ：2m	
土砂への混入	廃棄物(うち建設汚泥)：混入なし(混入なし) 汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容(規制の承知状況)	都道府県土砂条例の規制を知らず、許可を得ずに土砂の埋立てを行った。	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	現地、庁舎内、電話等で継続して行政指導を行い、都道府県土砂条例の規制規模未満となるよう是正させた。
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	都道府県の出先機関と共同で継続的な指導を行い、都道府県土砂条例の規制規模未満に是正させるとともに、まちづくり条例の手続を取らせ、同条例の中での造成行為とした。	
	是正・解決	平成 30 年
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考	都道府県の土砂条例に係る事案であるが、まちづくり条例で手続中の事案であったため市町村で把握していた。	

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 31 年	
場所	地目	田
	区域指定	—
埋立て等の目的	資材置き場の土の入替え	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (対象外：要許可面積未満) 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² (無許可)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法
埋立て等の規模	面積：1,000 m ² 、体積：1,000 m ³ 、高さ：1m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<p>・条例等により埋立て等に規制が課されていることを知らずに埋立て等が行われているもの</p> <p><経緯></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年、土地の購入。土壌が軟弱であることが判明し、土砂の搬入を業者に依頼 ・平成 31 年、土砂条例に係る申請をせずに土砂の搬入を開始（盛土）。農地転用については許可済み ・令和元年、農業委員会から市町村に連絡があり、事案が発覚。農業委員会と市町村による現地確認。同日現場に事業者も来ており、事情聴取をして指導を開始。申請書提出、同日許可 	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	市町村土砂条例を基に、無許可で行われた事業に対して行政指導を行い、申請書の提出を求めた。
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	資材置き場	
	是正・解決	令和元年
対応に当たって苦慮した内容	事業完了後に埋立ての許可が必要であると発覚した事案は珍しく、事後申請手続を決めるのに時間を要した。	

備考	
----	--

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 27 年～28 年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	太陽光パネルの設置	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積：1,000 m ² ～ ※敷地内の土砂の移動のため、都道府県条例の許可を要しないもの。 市町村条例：要許可面積：500 m ² ～（無許可）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：100,000 m ² 、体積：50,000 m ³ 、高さ：18m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村土砂条例の許可を得ずに埋立て ・市町村土砂条例により埋立て等に規制が課されていることを知らずに埋立て。 	
被害の発生状況	不明	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 10 年、土砂の搬入（当時、都道府県及び市町村の土砂条例は未制定）。敷地は谷間の土地。 ・平成 27 年、敷地内で土砂の移動（造成開始）。同一敷地内の土砂の移動による埋立てのため、都道府県土砂条例は規制の対象外。造成事業は、太陽光パネル設置のため。 ・平成 28 年、土砂の搬入終了。市町村土砂条例に基づき、行為内容の報告、対応方法（土砂の搬出又は安全対策の工事）の指示。行政指導（口頭及び文書で複数回）。その後、許可相当内容による措置により解決し、安全対策の報告も完了。
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	許可相当内容による措置により解決した状況にある。なお、後付けで許可は与えない。	
	是正・解決	平成 28 年

対応に当たって苦慮した内容	—
備考	

機関	市町村		
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年		
場所	地目	原野、宅地	
	区域指定	—	
埋立て等の目的	敷地内の土砂移動		
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積：1,000 m ² ～ ※敷地内の土砂の移動のため、都道府県条例の許可を要しないもの 市町村条例：要許可面積：500 m ² ～（無許可）	
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—	
埋立て等の規模	面積：10,000 m ² 、体積：2,000 m ³ 、高さ：2m		
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし） 汚染土：混入なし		
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明		
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村土砂条例の許可を得ずに埋立て ・市町村土砂条例により埋立て等に規制が課されていることを知らずに埋立て等 		
被害の発生状況	—		
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例	
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂条例に基づき、埋立て等報告書により許可相当内容にて行政指導（口頭で複数回） ・平成 30 年 敷地内で土砂を移動。敷地内の移動のため、都道府県の土砂条例は規制の対象外。安全対策の報告完了 	
		告発	—
		罰金	—
		行政代執行	—
調査日現在の状況	許可相当内容による措置により解決した状況にある。なお、後付けで許可は与えない。		
	是正・解決	平成 30 年	
対応に当たって苦慮した内容	不明		
備考			

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 28 年	
場所	地目	田
	区域指定	—
埋立て等の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの ・ 搬入先の土地造成のための搬入されたもの 	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積：1,000 m ² ～（無許可） 市町村条例：要許可面積：1,000 m ² ～（無許可）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法
埋立て等の規模	面積：1,000 m ² 、体積：不明、高さ：2～3m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可を得ず、建設残土を搬入 ・ 市町村土砂条例等により埋立て等に規制が課されていることを知らずに埋立て等が行われている。 	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	市町村土砂条例を基に停止・撤去の行政指導（口頭で1回）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		建設残土については、行為者による搬出がなされ、解決した状況にある。
	是正・解決	平成 28 年
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考		

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 29 年～30 年	
場所	地目	池沼
	区域指定	—
埋立て等の目的	池の埋立てをし、埋立てを行った土地において太陽光発電を行う。	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (許可) 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² (対象外：要許可面積超)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積 5,000 m ² 、体積：40,000 m ³ 、高さ：3m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、ストックヤード：搬入なし	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・無許可変更（許可以上の規模（高さ）の埋立て等による区域の構造変更） ・境界未表示 ・現在の土地所有者は当該事案が問題になってから土地を購入。許可延長後、一気に土砂の搬入が行われ、3mに積み上げられた。埋立てを行った事業者（許可を受けた者が委託した業者）が故意に行ったものであるが、許可を受けた者が十分な現場管理を行っていなかったことも要因であると考える。 	
被害の発生状況	土砂の流出、排水不良による二次被害はなく、軽微な被害	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・許可以上の規模（高さ）の埋立て等は無許可で行ったため、無許可で搬入した土砂の撤去等の行政指導（文書で十数回、うち勧告 1 回） ・違反事実の特定及び施工の際の管理状況の確認のため、条例の規定に則り報告徴収（3 回） ・計 17 回の指導
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・許可した構造（高さ約 1m）に対して、最大 3mの高さまで土砂が埋め立てられた。その後、無許可変更にあたる搬入土砂の約 7 割が撤去されたため、現在は高いところでは 1.5mとなっている。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・現在は、残った土砂の撤去指導、構造基準の適合を継続中
是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	<ul style="list-style-type: none"> ・短期間で土砂が積み上げられたため、違反状態を把握するまでに時間を要した。 ・事業者に対して是正を指導してきたが、長期間にわたり指導に従わなかった。
備考	

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年	
場所	地目	山林、公衆用道路、水路
	区域指定	—
埋立て等の目的	残土を処分するため（土砂処分場という位置付けではないが、不要な残土を埋立てに使用するため搬入）	
規制の対象となる法令等	土砂条例 （許可の有無）	都道府県条例：要許可面積 2,000 m ² ～（許可） 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～（許可）
	規制の対象となる法令 （土砂条例以外）	森林法
埋立て等の規模	面積：20,000 m ² （既許可部分）、体積：300,000 m ³ （既許可部分） 高さ：56m（既許可部分） ※谷へ土砂を搬入した事案であり谷底から高さを計算している。	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	許可した規模を超える土量が搬入され、安全基準を満たさない不適切な構造で埋立てされていた。	
被害の発生状況	台風などの大雨時に事業地内で小規模な崩落が発生	
事案の対応状況	対応法令等	森林法
	対応状況等	変更許可申請書の提出について文書指示（1回）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	変更許可申請書の提出を指導中	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	建設残土を扱う事業者は、昔ながらの土建屋気質の場合が多く、条例による許可制度について説明をしても、なかなか理解されない。	
備考	現在は、市町村土砂条例の適用による都道府県土砂条例の適用除外を受けるが、本事案については、都道府県土砂条例と市町村土砂条例の両方の許可を取得している。	

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 22 年～令和元年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積：2,000 m ² ～ (許可) 市町村条例：要許可面積：500 m ² (施行前)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：9,000 m ² 体積：40,000 m ³ 高さ：40m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	許可条件違反（区域逸脱・申請内容のとおり施工されていない等）	
被害の発生状況	地元から、「大雨に伴い、埋立地から土砂が流れてきて水路が詰まった。」等下流域への土砂の流出あり、との苦情	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	土砂の搬入停止及び今後の計画等が分かるよう書面で提出について行政指導（口頭で複数回、文書で4回）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		<ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年、是正計画書の提出あり 令和元年、是正計画に係る工事の完了確認。違法状態解消
	是正・解決	令和元年
対応に当たって苦慮した内容	口頭指導及び文書指導については効果がなく、一方的に事業者に対する指導を実施する状況にあり、事業者が是正計画書等の提出に応じるまで（協議開始）に苦慮し時間を要した。	
備考		

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年	
場所	地目	田
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 1,000 m ² ～ (許可) 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	廃棄物処理法
埋立て等の規模	面積：2,000 m ² 、体積：3,000 m ³ 、高さ：2m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入あり【木くず、がれき類】（不明） 汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	土砂に廃棄物が混入、許可区域外の埋立て	
被害の発生状況	許可区域外に埋め立てられている。	
事案の対応状況	対応法令等	廃棄物処理法、都道府県土砂条例
	対応状況等	廃棄物処理法及び都道府県土砂条例に基づく改善の行政指導(口頭で1回)
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	行為者による改善がなされ、解決した状況にある。	
	是正・解決	平成 30 年
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考		

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 23 年～	
場所	地目	山林、原野
	区域指定	土砂災害警戒区域（土石流）
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 （許可の有無）	都道府県条例：要許可面積：2,000 m ² ～（許可） 市町村条例：要許可面積：500 m ² ～（施行前）
	規制の対象となる法令 （土砂条例以外）	廃棄物処理法
埋立て等の規模	面積：2,000 m ² 、体積：9,000 m ³ 、高さ：16m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入あり【がれき類】（不明） 汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	許可条件違反 （区域逸脱・予定搬入土量を大幅に超えた土砂搬入・申請内容のとおり施工されていない等）	
被害の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地元からの苦情（区域の逸脱や粉じん等産廃搬入に係る通報） ・都道府県の所管課及び警察と同行。撤去指導実施 	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	土砂の搬入停止及び今後の計画等が分かるよう書面で提出について行政指導（口頭で複数回、文書で2回）
	告発	－
	罰金	－
	行政代執行	－
調査日現在の状況	隣接する土地で取得していた採石法認可区域（区域逸脱及び認可期間外での継続採取）、当初区域外であった保安林部の無許可作業区域（森林法違反）及び土砂条例許可区域（区域逸脱等の許可条件違反）を申請区域に含め、新たに令和元年に森林法に係る開発許可を取得し是正工事中	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	口頭指導及び文書指導については効果が無く、協議開始までに苦慮し時間を要した。	

備考	
----	--

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	令和元年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 1,000 m ² ～ (許可) 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：7,000 m ² 、体積：4,000 m ³ 、高さ：5m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（不明）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、公共工事：搬入あり、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	許可内容と異なる構造となっており、許可基準の適合性が確認できない。	
被害の発生状況	土砂の流出のおそれ	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	都道府県土砂条例に基づく許可基準に適合していることが確認できるまで新たな土砂の搬入停止の行政指導（口頭で1回）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	新たな土砂の搬入がなく、区域内の一部の土砂を撤去したことにより、崩落のおそれは低減した。構造変更に係る手続を行うよう指導中	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考		

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 31 年	
場所	地目	原野、山林
	区域指定	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 （許可の有無）	都道府県条例：要許可面積 1,000 m ² ～（許可） 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 （土砂条例以外）	—
埋立て等の規模	面積：7,000 m ² 、体積：30,000 m ³ 、高さ：10m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（不明）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：搬入あり、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	土砂埋立てに係る構造基準が守られていない。	
被害の発生状況	敷地外に崩落のおそれあり	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	都道府県土砂条例に基づく改善の行政指導（口頭で 1 回）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	構造基準に合致するように改善がなされ、土砂の崩落のおそれはなくなった。	
	是正・解決	令和元年
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考		

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 31 年	
場所	地目	宅地、山林、畑
	区域指定	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）
埋立て等の目的	森林改良 ※森林を整備し、近隣住民の憩いの場や避難所として利用する。	
規制の対象となる法令等	土砂条例（許可の有無）	都道府県条例：市町村条例の適用による都道府県条例の適用除外 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～（許可）
	規制の対象となる法令（土砂条例以外）	—
埋立て等の規模	面積：9,000 m ² 、体積：50,000 m ³ 、高さ：21m程度	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、ストックヤード：搬入なし	
不適切の内容（規制の承知状況）	許可外の土砂（改良土）が搬入された。	
被害の発生状況	当該地盛土下端側に蛍等の生息地があるため、生態系に影響が出るおそれがあったが、実被害はなし	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	平成 31 年、市町村土砂条例を基に停止の行政指導（口頭）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	是正指導により、区域内の水質検査（月 1 回）、許可外の土砂については土質検査を行い、環境基準値以下であることを確認したため、是正完了とした。	
	是正・解決	平成 31 年
対応に当たって苦慮した内容	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地付近は、市町村内でも有数の自然に囲まれた場所にあり、多くの貴重な生物が生息しているため、この生態系に影響を及ぼさないよう土質・水質検査や造成計画について慎重に指導する必要があった。 ・市町村外の搬入元が多く、この土砂が適法適正に手続が行われているのか判断が難しい。 	
備考		

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 25 年～27 年	
場所	地目	田、畑、山林、原野
	区域指定	—
埋立て等の目的	資材置場	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (許可) 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～ (—) ※3,000 m ² 超のため、都道府県条例で対応
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法
埋立て等の規模	面積：10,000(区域外 4,000) m ² 、体積：100,000(土量超過 70,000) m ³ 高さ：14m (最大)	
土砂への混入	廃棄物 (うち建設汚泥)：混入なし (混入なし) 汚染土：混入あり (ふっ素)	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、ストックヤード：不明	
不適切の内容 (規制の承知状況)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基準超過 (汚染土壌：ふっ素) ・許可土量超過 (70,000 m³) 	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	都道府県土砂条例に基づく文書勧告、報告徴収及び措置命令
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	措置命令は履行されておらず、引き続き対応を要する状況である。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	違反者は条例の罰金の最高額 (100 万円) を超える利益を得ているため、罰則が抑止力として機能しない。また、実害が生じていないと事件化は困難である。	
備考		

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年	
場所	地目	許可地：山林、墓地、拡大部分：山林
	区域指定	土砂災害警戒区域（土石流）
埋立て等の目的	発生土処分場における許可以上の埋立て	
規制の対象となる法令等	土砂条例 （許可の有無）	都道府県条例：要許可面積 2,000 m ² ～（許可） 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～（－）
	規制の対象となる法令 （土砂条例以外）	森林法
埋立て等の規模	面積：20,000 m ² （拡大面積約 6,000 m ² ） 体積：100,000 m ³ （土量超過約 3,000 m ³ ） 高さ：3m以下	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・許可以上の規模（面積）の埋立て ・許可を受けた者が無断で埋立地を拡大した事案 	
被害の発生状況	直ちに崩落するおそれなし	
事案の対応状況	対応法令等	森林法、都道府県土砂条例
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂条例を基に撤去の行政指導（口頭で 10 回以上、文面で 4 回）、行政処分（措置命令 1 回）を実施 ・森林法を基に行政指導（口頭で 10 回以上、文面で 4 回）、行政処分（復旧命令 1 回）を実施
	告発	－
	罰金	－
	行政代執行	－
調査日現在の状況	令和元年に処理計画の提出、区域外土砂の除去、現地復旧の命令。これを受け、処理計画書が提出され、令和 2 年に区域外土砂の撤去を完了	
	是正・解決	令和 2 年
対応に当たって苦慮した内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、山林の斜面を伐採し、切り盛りしているため、外からどの程度の土砂を搬入しているのかを確認することが困難であり、図面の作成に当たり、事業者と何度かやりとりし、何度か図面を修正 	

	<p>した。このため、違反事実を確定するための測量、図面作成等に半年程度を要した。</p> <ul style="list-style-type: none">・複数回行政指導をしたが、応じてもらえなかった（森林法所管部署）
備考	大規模盛土造成地（谷埋め型）

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	令和2年頃～	
場所	地目	田
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積1,000㎡～(許可) 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法
埋立て等の規模	面積：10,000㎡、体積：40,000㎥、高さ：3m	
土砂への混入	廃棄物(うち建設汚泥)：混入なし(混入なし)、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、公共工事：搬入あり、ストックヤード：不明	
不適切の内容(規制の承知状況)	無許可の構造変更	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	都道府県土砂条例に基づき、区域外(20㎡程度)の埋立てについて、変更許可手続の行政指導(口頭で1回)
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	事業者に対しては引き続き必要な手続を取るよう指導を要する。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考		

機関	都道府県		
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 25 年～		
場所	地目	山林	
	区域指定	—	
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの		
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (許可) 市町村条例：未制定	
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—	
埋立て等の規模	面積：10,000 m ² 、体積：100,000 m ³ 、高さ：不明		
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：混入なし		
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、ストックヤード：不明		
不適切の内容（規制の承知状況）	土砂搬入届を提出していない土砂の特定事業場への搬入		
被害の発生状況	—		
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例	
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・従前より特定事業場へ土砂を搬入する車両の通行に関して住民から苦情が出ていたことから、都道府県の出先機関が監視体制をとっていたところ、住民から黒い土砂のようなものを積載したダンプが何台も特定事業場に入っているとの通報があり、立入検査を行ったことで発覚 ・検査を行ったところ、搬入されていた土砂は土砂条例に定める土砂基準や水質基準を超過するものではなかった。 ・土砂搬入届の提出に係る口頭での行政指導（平成 25 年） ・過去に同様の違反で行政指導を行っている経緯を踏まえ、都道府県土砂条例に基づく 3 か月間の事業停止命令を行った（平成 28 年）。 	
		告発	—
		罰金	—
		行政代執行	—
調査日現在の状況	行政処分以降、違反の事実は確認されていない。		
	是正・解決	平成 28 年	
対応に当たって苦慮した内容	—		
備考			

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 27 年～	
場所	地目	山林、田、畑
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (許可) 市町村条例：都道府県条例の適用による市町村条例の適用除外
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	森林法、農地法
埋立て等の規模	面積：20,000 m ² 、体積：200,000 m ³ 、高さ：45m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（不明）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、ストックヤード：搬入なし	
不適切の内容（規制の承知状況）	許可期限切れ	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	森林法、都道府県土砂条例
	対応状況等	変更許可申請の提出を指導中
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	土砂の搬入が止まっており、林地開発、都道府県土砂条例に係る許可申請を指導中	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考		

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 28 年～	
場所	地目	山林
	区域指定	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（許可） 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	森林法
埋立て等の規模	面積：10,000 m ² 、体積：70,000 m ³ 、高さ：50m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（不明）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、ストックヤード：搬入なし	
不適切の内容（規制の承知状況）	許可地外への土砂搬入が判明	
被害の発生状況	－	
事案の対応状況	対応法令等	森林法、都道府県土砂条例
	対応状況等	搬入中止の指導文書、変更許可申請の提出を指導
	告発	－
	罰金	－
	行政代執行	－
調査日現在の状況		土砂の搬入は行われていない。変更許可申請が提出されたが、補正指示の書類が未提出
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	再三の指導に対し、反応が非常に鈍い。	
備考		

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年～	
場所	地目	雑種地
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (許可) 市町村条例：要許可面積 1,000 m ² ～ (—)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：30,000 m ² 、体積：100,000 m ³ 、高さ：17m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入の疑いあり【廃プラスチック、陶磁器くず（陶器）】（不明） 汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、ストックヤード：搬入なし	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・許可地外への土砂搬入が判明 ・申請どおり施工していない。 	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	区域拡大のため、変更申請の提出指導（指導済み）、場内整備の指導文書の発出
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	土砂の搬入は行われていない。計画高を超えて盛土された箇所があるため、改善指導中	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考		

機関	市町村		
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 28 年		
場所	地目	田	
	区域指定	—	
埋立て等の目的	畑		
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：市町村条例の適用による都道府県条例の適用除外 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～ (許可)	
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法	
埋立て等の規模	面積：不明、体積：不明、高さ：不明		
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：混入なし		
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、ストックヤード：不明		
不適切の内容（規制の承知状況）	計画高より高盛土部分あり（計画高約 1m）		
被害の発生状況	—		
事案の対応状況	対応法令等	農地法、市町村土砂条例	
	対応状況等	・農地法による口頭指導（所有権の移転による許可手続、計画高より高盛土部分の是正） ・市町村土砂条例に基づく口頭指導	
		告発	—
		罰金	—
		行政代執行	—
調査日現在の状況	不適正な埋立て状態が続いており、引き続き対応を要する状況にある。		
	是正・解決	未解決	
対応に当たって苦慮した内容	事業主へ連絡を取ることが不可能な状態であり、是正に向けて、円滑には進んでいない。		
備考			

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 27 年～28 年	
場所	地目	畑、山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	資材置場	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：市町村条例の適用による都道府県条例の適用除外 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～ (許可)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法、森林法
埋立て等の規模	面積：不明、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	法面勾配が計画より急勾配（30 度以上）	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	市町村土砂条例
	対応状況等	口頭指導
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	不適正な埋立て状態が続いており、引き続き対応を要する状況にある。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	是正指導中	
備考		

機関	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 27 年～	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積：2,000 m ² ～ (許可) 市町村条例：要許可面積：500 m ² ～ (許可)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：3,000 m ² 、体積：7,000 m ³ 、高さ：7m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・許可条件違反 （区域逸脱・許可期限切れ・申請内容のとおり施工されていない等） 	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例、市町村土砂条例
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・許可条件違反に伴い、土砂埋立区域内で使用しない資材の撤去等について行政指導（口頭で複数回、文書で4回、）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		平成 31 年に許可条件違反（許可失効等）における是正計画書の提出を文書指導。是正計画書の提出あり。是正計画書に基づき是正工事中であり、令和 2 年末までには是正計画に基づく造成完了予定
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	口頭指導及び文書指導については効果がなく、協議開始までに苦慮し時間を要した。	
備考		

機関	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 31 年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	他工事に利用されるものとして一時的な仮置きとして搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 1,000 m ² ～ ※面積要件は満たしているが、高低要件（1m以上）を満たしていないため許可不要。ただし、条例の土壌基準に違反しているため対応。 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：1,000 m ² 、体積：不明、高さ：1m未満	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし） 汚染土：混入あり（砒素）	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	土壌基準に適合しない土砂で埋立てを行っている。	
被害の発生状況	下流域への有害物質の流出のおそれ	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・地元住民から土砂を埋め立てているとの通報があり、埋立業者が自主的に土壌を調査した結果、砒素が土壌溶出量基準を少し超えていることが判明した。 ・都道府県土砂条例等により埋立て等に規制が課されていることを知らずに埋立て等が行われている。 ・都道府県土砂条例に基づき土壌基準に適合しない土砂の撤去指導。行政指導（口頭で1回）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌基準に適合しない土砂を撤去したこと、残存する土砂は 900 m²程度と許可対象規模未満であること、追加（底面）調査により土壌基準に適合していることを確認 ・搬入した土砂は全量撤去していない。 	
	是正・解決	未解決

対応に当たって苦慮した内容	土壌基準に適合しない土砂の処分費用が高額のため、当該土砂の処分に時間を要した。
備考	

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 26 年～	
場所	地目	山林
	区域指定	土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）
埋立て等の目的	処分を目的に搬入（市町村の見解）	
規制の対象となる法令等	土砂条例 （許可の有無）	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（施行前） 市町村条例：要許可面積 1,000～3,000 m ² （施行前）
	規制の対象となる法令 （土砂条例以外）	農地法
埋立て等の規模	面積：1,000 m ² 、体積：不明、高さ：15m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	建設発生土の構造・安全基準に準拠しておらず、崩落のおそれがある。	
被害の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・現在はソーラーパネルが設置されているが、盛土部分から土砂が水路に流入・堆積している。 ・大雨時等に崩落し、水路に流入するおそれあり 	
事案の対応状況	対応法令等	農地法
	対応状況等	月 1 回の現場状況確認
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	現在はソーラーパネルが設置されているが、盛土部分から土砂が水路に流入・堆積している。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	当該土地の所有者が都道府県外在住者のため、連絡を取るのに時間を要した。	
備考		

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 28 年	
場所	地目	田
	区域指定	—
埋立て等の目的	農地の形状変更には、盛土を行い、畑にするためと記載されているが、単に投棄されたもの。	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：農用地区域の開発行為は適用除外 市町村条例：農地について行う事業は適用除外
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法
埋立て等の規模	面積：2,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画以上の盛土が行われ、営農目的での形状変更となっていない。 ・確認は不可能ではあるが、行為者は条例を承知しているものと考えられる。 	
被害の発生状況	計画以上の盛土により、一部境界も越えており河川への食いこみも見られる。	
事案の対応状況	対応法令等	農地法
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県のパトロール隊が発見 ・計画以上の盛土により、土砂が土地境界を越え、一部、河川への食い込みも見られたため、農業委員会が農地法を基に指導した。しかし、農地法に強制力がなく、形状変更申請者、行為者ともに対応しない状況である。同委員会は、同様の不適正行為を防止するため、関係機関に情報提供を行うとともに、農業委員会事務局の担当者会議等で協議を行っている。
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	農地の形状変更に伴う造成工事が行われたが、営農が行われず放置された状態にある。完了届未提出	
	是正・解決	未解決

対応に当たって苦慮した内容	計画以上に盛土が行われた部分の撤去を、現地立会いを行い要請したが、放置したままの状態にある。
備考	・運搬業者が建設発生土の処分料を含む運搬料を受け取っておきながら、処分先として、個人の農地に搬入したというもので、地元区長は、土の搬出元は、隣町の公共工事で発生した残土であるとしている。

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 24 年（詳細は不明。なお、平成 25 年に事業者の登録及び砂利採取計画事業の認可取消し）	
場所	地目	田
	区域指定	—
埋立て等の目的	農地復元のための埋戻し	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：— 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～（施行前）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法、砂利採取法
埋立て等の規模	面積：不明 <参考>4,000 m ² （採取場面積）2,000 m ² （掘削面積） 体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年に砂利採取事業を目的として、農地転用許可を行ったが、許可期限である平成 25 年を過ぎても農地に復元されず、放置されていることにより違反転用に該当する。 山土で埋め戻すことは農地法の一時転用許可（砂利採取）に付した条件の一つである。これは、農業委員会及び市町村（許可権者）としての要望を込めた条件であり、砂利採取法では、山土のみで埋め立てなければいけないと強制できるわけではない。当時、都道府県は市町村の考え方を尊重し、山土あるいは良質な公共残土のみで埋め戻すことを、転用事業者に指導している。砂利採取事業の認可時に、どのような土砂で埋める計画が提出されていたかは、市町村として資料はない。 農地法では、砂利穴（農地の下部）にどのような土砂を入れるかの証明を出させる根拠はない。今回の農地転用許可は、例外的に山土で埋め戻すことを条件としているため、それを根拠に任意で採取元の記録提出の協力を求めたもの 認可済みの砂利採取事業の放置を市町村が引き取って埋めたわけではない。砂利採取事業の進捗と市町村の埋立ては別整理。安全面から、穴を放置するわけにいかないと考え、農業委員会（市町村ではない）が、農地法に基づく農地再生事業として、都道府県の協力により建設発生土を確保して埋立てを行ったもの 農地に復元すべき対象土地は 2 筆あった。一義的には転用事業者が農地に復元すべきであるが、別件で収監され不在となった。1 筆は、 	

		地権者が自費で行ったもの。もう1筆は、地権者が死亡し、親族で相続の話もつかず、復元する主体が不在
被害の発生状況		事業が途中でストップしたため、いわゆる穴が開いた（地表面からはマイナスの）状態となったため、転落の危険性があった。
事案の対応状況	対応法令等	農地法
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年、農地転用許可（許可期間は平成25年まで）。取り決めていた「山土」ではなく「建設残土」を埋戻し始めたことが発覚 平成25年、都道府県が砂利採取業者の登録を取り消し、採取計画の認可を取り消し。この事案を受け、市町村土砂条例制定。市町村が農地復元の催促、勧告（農業委員長、市町村長）、農地復元命令 平成27年、法に基づく農地再生事業として、都道府県の協力により建設発生土を確保し埋め戻し
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		農地復元すべき2筆のうち1筆は地権者が自費で農地への復元を行ったが、もう1筆は地権者が死亡し、親族で相続の話もつかず、復元する主体が不在のため、農地への復元が未完了
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容		農地法の措置対応となるため、市町村が主体となって対応できる範囲が狭く苦労した。
備考		

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 26 年	
場所	地目	田
	区域指定	—
埋立て等の目的	農地の形状変更には、盛土を行い、柿・梅の栽培と記載されているが、単に投棄されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：農用地区域の開発行為は適用除外 市町村条例：農地について行う事業は適用除外
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法
埋立て等の規模	面積：1,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画以上の盛土が行われ、営農目的での形状変更となっていない。 ・確認は不可能ではあるが、行為者は条例を承知しているものと考えられる。 	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	農地法
	対応状況等	農地法を基に営農の実施を指導
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		令和 2 年、土地所有者により現場着手がなされ、工事継続中
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	残土の処分先を決めるのに時間がかかった（土地の所有者が依頼する工事施工者の力量による）。	
備考	土砂が流れ出した後に住民から通報があり、判明	

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 24 年	
場所	地目	田
	区域指定	—
埋立て等の目的	農地の形状変更には、盛土を行い、花・蕎麦を栽培と記載されているが、単に投棄されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：農用地区域の開発行為は適用除外 市町村条例：農地について行う事業は適用除外
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法
埋立て等の規模	面積：2,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画以上の盛土が行われ、営農目的での形状変更となっていない。 ・確認は不可能ではあるが、行為者は条例を承知しているものと考えられる。 	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	農地法
	対応状況等	農地法を基に計画以上の盛土部分の撤去を指導
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	農地の形状変更に伴う計画以上の造成工事が行われ、放置された状態にある。完了届未提出	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	計画以上に盛土が行われた部分の撤去を文書（2回）で要請したが、放置したままの状態にある。	
備考		

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 25 年	
場所	地目	田
	区域指定	—
埋立て等の目的	農地の形状変更には、盛土を行い、野菜類を栽培と記載されているが、単に投棄されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：農用地区域の開発行為は適用除外 市町村条例：農地について行う事業は適用除外
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法
埋立て等の規模	面積：2,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画以上の盛土が行われ、営農目的での形状変更となっていない。 ・確認は不可能ではあるが、行為者は条例を承知しているものと考えられる。 	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	農地法
	対応状況等	農地法を基に営農の実施を指導
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	農地の形状変更に伴う造成工事が行われたが、営農が行われず放置された状態にある。完了届未提出	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	営農指導を行っても、営農が行われない。	
備考		

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 28 年	
場所	地目	田
	区域指定	—
埋立て等の目的	農地の形状変更には、盛土を行い、畑にするためと記載されているが、単に投棄されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：農用地区域の開発行為は適用除外 市町村条例：農地について行う事業は適用除外
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法
埋立て等の規模	面積：不明、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画以上の盛土が行われ、営農目的での形状変更となっていない。 ・確認は不可能ではあるが、行為者は条例を承知しているものと考えられる。 	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	農地法
	対応状況等	農地法を基に営農の実施を指導
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	農地の形状変更に伴う造成工事が行われたが、営農が行われず放置された状態にある。完了届未提出	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	営農指導を行っても、営農が行われない。	
備考		

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 28 年	
場所	地目	田
	区域指定	—
埋立て等の目的	単に投棄されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² ※都道府県、市町村共に農地への機能維持のため適用せず
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	農地法
埋立て等の規模	面積：2,000～3,000 m ² 、体積：2,000 m ³ 以上、高さ：1m以上	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：搬入のおそれあり、ストックヤード：不明、開発行為で発生した土砂：搬入された可能性あり	
不適切の内容（規制の承知状況）	農地の機能維持（田をかさ上げし、園児の芋ほり用のさつまいもを作るための畑にする）と称して土砂が搬入された。	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	農地法
	対応状況等	平成 28 年当時は「農地の機能維持」に該当すると判断し、土砂条例の許可対象外としていた。しかし、その後の現地の状況から残土処分が目的であった可能性がある。
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		行為終了
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	本事例のように、農地の機能維持については不適正な埋立て等が行われるおそれがあるが、当時は想定できなかった。	
備考		

機関区分	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年	
場所	地目	山林、畑
	区域指定	—
埋立て等の目的	不明	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：都道府県条例により、当該市町村の区域は適用除外 市町村条例：要許可面積 3,000 m ² ～（施行前）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	森林法、宅地造成等規制法
埋立て等の規模	面積：20,000 m ² 、体積：100,000 m ³ 、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入の疑いあり【コンクリートくず、金属等】（混入なし） 汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	許可（森林法、宅地造成等規制法）を受けず土砂の搬入を行った。	
被害の発生状況	平成 30 年豪雨により崩落、下流のため池が崩落土砂等で満砂、下流水路まで土砂流出	
事案の対応状況	対応法令等	森林法、宅地造成等規制法
	対応状況等	森林法に基づく搬入停止等勧告（文面）、復旧命令 宅地造成等規制法に基づく是正勧告（文面）、措置命令
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	土地管理者による復旧工事中	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勧告以降も搬入行為が止まらないため、警察へ相談 ・ 即日警察が現地確認し、搬入行為は停止された。 ・ その後、復旧を命令したものの、工事が命令期限を過ぎても実施されないため、告発についても検討していたが、復旧工事を行うと表明していたため、現在まで告発せず復旧について指導している。 	
備考	事例番号 87 と重複事案	

機関区分	市町村		
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 29 年～30 年		
場所	地目	山林	
	区域指定	—	
埋立て等の目的	不明		
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：都道府県条例により、当該市町村の区域は適用除外 市町村条例：要許可面積 3,000 m ² ～（施行前）	
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	宅地造成等規制法、森林法	
埋立て等の規模	面積：20,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明		
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明		
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明		
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・無許可造成（宅地造成等規制法） ・無許可林地開発（森林法） 		
被害の発生状況	平成 30 年豪雨による土砂流出が下流の溜池に到達		
事案の対応状況	対応法令等	宅地造成等規制法、森林法	
	対応状況等	<緊急的な防災措置> ・平成 30 年、是正勧告（宅地造成等規制法及び森林法）、土砂搬入停止命令（宅地造成等規制法）、災害防止措置命令（宅地造成等規制法）、戒告（行政代執行法） <恒久的な安全対策> ・平成 30 年、是正勧告（宅地造成等規制法）及び復旧命令（森林法） ・平成 31 年、災害防止措置命令（宅地造成等規制法） ・令和元年、戒告（行政代執行法）	
		告発	—
		罰金	—
		行政代執行	—
調査日現在の状況	土地管理者により是正計画が提出され、令和 2 年、現場着手がなされ、工事継続中		
	是正・解決	未解決	
対応に当たって苦慮した内容	<ul style="list-style-type: none"> ・是正工事に向けた体制の構築 ・残土処分方法 		

	<ul style="list-style-type: none">・土地管理者は、遠方の事業者であり、是正の意思はあるものの、是正工事請負業者や残土の処分先を探すのに時間がかかった。
備考	事例番号 86 と重複事案

機関区分	都道府県		
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年～令和 2 年		
場所	地目	山林	
	区域指定	—	
埋立て等の目的	太陽光発電用地		
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	土砂条例以外の条例による対応 (埋立ての届出)	
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	森林法	
埋立て等の規模	面積 : 50,000 m ² 、体積 : 400,000 m ³ 、高さ : 54m (最大)		
土砂への混入	廃棄物 (うち建設汚泥) : 混入なし (混入なし)、汚染土 : 混入なし		
建設発生土の搬入元	都道府県外 : 搬入なし、ストックヤード : 不明		
不適切の内容 (規制の承知状況)	林地開発において構造・安全基準が守られていない。		
被害の発生状況	法面の一部が崩落し、隣接する市道に流出。復旧措置が完了するまでの間、市道は通行止めとなった。		
事案の対応状況	対応法令等	森林法	
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> 土砂崩れを防ぐ目的で作業現場に雨水をためる調整池を造るよう指導 現場付近で台風による大雨の影響で道路に泥が流出した際に、土のうを積むことによる対応などの是正命令を行った。 	
		告発	—
		罰金	—
		行政代執行	—
調査日現在の状況	崩落に関する復旧措置は完了。現在も造成工事を継続中		
	是正・解決	未解決	
対応に当たって苦慮した内容	—		
備考			

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 26 年～令和 4 年（予定）	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に搬入（市町村の見解）	
規制の対象となる法令等	土砂条例 （許可の有無）	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（施行前） 市町村条例：要許可面積 1,000～3,000 m ² （施行前）
	規制の対象となる法令 （土砂条例以外）	森林法
埋立て等の規模	面積：10,000 m ² 、体積：不明、高さ：70m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	森林法林地開発の基準を遵守しているのか不明	
被害の発生状況	大雨時等に崩落し、市町村管理河川等に流入するおそれあり	
事案の対応状況	対応法令等	森林法
	対応状況等	月 1 回の現場状況確認
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	将来的にソーラーパネルを設置するため、構造を含め再整備に向け都道府県と協議中	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	当該土地の所有者が都道府県外在住者のため、連絡を取るのに時間を要した。	
備考		

機関区分	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 25 年～28 年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (許可) 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	採石法、森林法、廃棄物処理法
埋立て等の規模	面積：10,000 m ² 、体積：300,000 m ³ 、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入あり【がれき類】（混入の疑いあり） 汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、ストックヤード：搬入あり（港湾の野積場などを經由）	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、平成 22 年に都道府県土砂条例に基づく特定事業の許可を得て、平成 24 年から都道府県外の土砂の搬入を行っていた。 平成 25 年に、同事業者より同条例に基づく変更許可申請（事業区域の拡大）があったが、その後間もなく地元住民から同事業者による産業廃棄物の不法投棄のおそれがあるとの苦情が寄せられ、苦情を受けて実施した港への陸揚げ時の立会調査において、陸揚げされた土砂に大量のがれき類の混入が発覚 陸揚げされた土砂については、色相や PH 値から、建設汚泥にセメントや石灰を混合させるなどして加工した改良土である疑いが生じた上、搬出元の土砂を確認したところ、実際に陸揚げされた土砂と色相などが異っていたことから、搬入過程で土砂のすり替えが行われていたおそれもあり。以後、同事業者が都道府県外の土砂を陸揚げする際には都道府県が重点的に立会調査を行い、その都度、がれき類の混入を確認し、再三の指導を行ったにもかかわらず、がれき類の混入が長期間続いた。 	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例
	対応状況等	都道府県土砂条例に規定する「おそれ条項」を適用し、事業者が平成 25 年に行った変更許可申請（事業区域の拡大）を不許可処分とした。 ※ 事業者が処分の取消しを求めた訴訟では、認められず判決確定
	告発	—

		罰金	—
		行政代執行	—
調査日現在の状況			行政処分から一定期間、実施した同事業者による港への土砂の陸揚げ時の立会調査において、がれき類の混入が収束したことを確認。現在、改正都道府県土砂条例によって土砂搬入届への添付が義務付けられた都道府県外土砂の搬出元の写真や、特定事業場への立入検査において同事業者が搬入する土砂を確認しているが、がれき類等の混入はみられない。
		是正・解決	平成 28 年
対応に当たって苦慮した内容			民間工事であった上、都道府県外からの搬入であったため、即時に搬出元の確認等を行うことが難しく、違反の事実確認に時間を要した。
備考			

機関区分	市町村		
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 24 年～26 年		
場所	地目	農地	
	区域指定	—	
埋立て等の目的	単に投棄されたもの（市町村の見解）		
規制の対象となる法令等	土砂条例 （許可の有無）	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（施行前） 市町村条例：要許可面積 1,000 m ² ～（施行前）	
	規制の対象となる法令 （土砂条例以外）	砂防法、廃棄物処理法	
埋立て等の規模	面積：5,000 m ² 超、体積：不明、高さ：不明		
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入あり【がれき類】（不明） 汚染土：混入なし		
建設発生土の搬入元	都道府県外：全量都道府県外から搬入あり、ストックヤード：不明		
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防法の許可を得ずに実施した。 ・条例制定（平成 30 年）前に発生した事案であり、直ちに違法ではないが、条例制定のきっかけとなった事案である。 ・条例制定以後は特に大きな問題となる事案は発生していないが、若干のがれき類が混入した土砂が市町村内に搬入されている可能性がある。 		
被害の発生状況	<p>硫黄臭の発生、浸出水の水質を懸念する相談があった。 （硫黄臭は、一定期間経過後、収束。浸出水は、水質検査を行い安全確認済み）</p>		
事案の対応状況	対応法令等	砂防法、廃棄物処理法	
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年に住民から臭気についての相談により発覚。市町村廃棄物担当が都道府県に連絡、主に都道府県環境担当及び建設担当が現場指導したもの <p><砂防法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂防法の砂防指定地に該当しているにもかかわらず、許可を受けずに埋立てが行われ、廃棄物の混入のおそれがあるため、定期的に確認中 <p><廃掃廃棄物処理法></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地での掘削を都道府県が指示し、がれき類（少量）を除去 	
		告発	砂防条例違反による告発
		罰金	砂防条例違反による罰金（10 万円）

		行政代執行	—
調査日現在の状況			砂防法に適合するよう、同法担当部署から指導し、現在は砂防法に基づく開発審査の技術的基準に適合済みだが、放置されたまま砂防法の許可申請なし。その後5年以上新たな搬入なし
	是正・解決	未解決	
対応に当たって苦慮した内容			<ul style="list-style-type: none"> ・発生当初、農地法、砂防法、廃棄物処理法等どの法令にも明らかに違反しているということを確認するのが困難で、率先して対応すべき部署の決定に時間がかかり、初動が遅れ、対応が後手になってしまった。 ・そもそも、土砂量の多い事案は初めてであり、対応に当たって都道府県が所管している法令含め関係法令部署にも当たる必要があり、その連絡等に時間がかかった。
備考			

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年～	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	投棄	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：都道府県条例により、当該市町村の区域は適用除外 市町村条例：要許可面積 3,000 m ² ～（施行前）
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	宅地造成等規制法、道路法
埋立て等の規模	面積：約 6,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	無許可造成（宅地造成等規制法）	
被害の発生状況	平成 30 年豪雨による土砂流出によりトレッキングコース通行止め	
事案の対応状況	対応法令等	宅地造成等規制法、道路法
	対応状況等	令和元年、是正勧告（道路法及び宅地造成等規制法）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	令和 2 年、土地所有者により現場着手がなされ、工事継続中	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	残土の処分先を決めるのに時間がかかった（土地の所有者が依頼する工事施工者の力量による）。	
備考		

機関区分	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 25 年～	
場所	地目	山林、宅地、雑種地、畑
	区域指定	—
埋立て等の目的	残土を受入れ、一部については他工事のために搬出されたことを確認している。	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (施行前) 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	河川法
埋立て等の規模	面積：7,000 m ² 、体積：30,000 m ³ 、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	残土置場から河川に土砂が流入したもの	
被害の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・崩落して、一部土砂が河川に流入 ・河川に流入したことによる二次被害は確認されていない。 	
事案の対応状況	対応法令等	河川法
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・行政指導（文書で 2 回、河川法第 77 条に基づく河川管理員指示 2 回） ・河川法第 75 条に基づく監督処分（土砂撤去・原状回復措置命令） ・期限を過ぎても改善されなかったことから、平成 30 年に漁協、学識経験者等で構成する検討会を設置し、3 回会議を開催し、対策を検討した。 ・第 3 回の検討会において出席者全員の了承がとれたことから、平成 30 年に新たな残土搬入防止を目的に残土置場入り口に消波ブロック、付近に監視カメラを設置
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな土砂の搬入は確認されていない。 ・行為者に継続して河川区域の土砂の撤去を指導中 	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	<ul style="list-style-type: none"> ・度重なる指導・処分にもかかわらず状況が改善されず苦労した。 	

	<ul style="list-style-type: none">河川法では規制対象が河川区域に限定される場所、このような土砂等の崩落等による災害の発生を「未然の防止」を主目的とした法令はないことから、他府県のように条例を制定した上で規制していくべきだという結論に至り、条例制定の契機となった。
備考	

機関区分	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 28 年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 2,000 m ² ～ (対象外：要許可面積未満) 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	廃棄物処理法
埋立て等の規模	面積：2,000 m ² 未満、体積：不明、高さ：10m未満	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入あり【がれき類】（混入あり） 汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・建設汚泥、がれき類の混入。建設汚泥の量は約 300 m³。 ・事業者の認識不足により汚泥が混入していたため、確信犯的な実施ではなく、知らずに行われていた。 	
被害の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・私有地（畑）に真っ黒な粘土質の土が流入し、畑の農作物が被害を受けたとの苦情あり ・周辺住民等から産業廃棄物を埋めているのではないかとする苦情が多く寄せられていた。 	
事案の対応状況	対応法令等	廃棄物処理法
	対応状況等	廃棄物処理法に違反しているおそれがあり、同法に基づく報告を事業者に求めた。
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	関係者による廃棄物の撤去がなされ解決した。	
	是正・解決	平成 28 年度
対応に当たって苦慮した内容	汚泥混入と業者が認めるまでに時間がかかった。	
備考		

機関区分	都道府県		
不適切な処理が始まった始期～終期	不明		
場所	地目	牧場	
	区域指定	—	
埋立て等の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・処分を目的に土砂を搬入 ・搬入後は牧草地として利用している。 		
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (施行前) 市町村条例：未制定	
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	廃棄物処理法	
埋立て等の規模	面積：1,000 m ² 超、体積：不明、高さ：不明		
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入あり【がれき類、陶磁器くず】（不明） 汚染土：不明		
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：搬入あり、ストックヤード：搬入なし		
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂が市町村道に流出・占有 ・産業廃棄物の混入 		
被害の発生状況	豪雨により崩落し、下流の市町村道、林地、みかん畑、ビニールハウス等に被害が発生※流出土量：20,000 m ³		
事案の対応状況	対応法令等	廃棄物処理法、都道府県環境条例	
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> ○廃棄物処理法に基づき、 ・原因者に対し産業廃棄物撤去を文書指導（通知） ・原因者、地権者に対し排出者等の報告を求める文書発出 ・原因者に督促状を2回送付 ・原因者が報告徴取に応じなかったため、刑事告発 ○都道府県環境条例に基づき、 ・原因者及び地権者に対し、土砂撤去、崩落防止措置について文書指導（通知2回） ・同様の内容で文書勧告 ・勧告に従わないため、氏名及び勧告内容を公表 	
		告発	令和元年（廃棄物処理法）
		罰金	10万円
		行政代執行	—

調査日現在の状況		<ul style="list-style-type: none"> ・原因者による土砂の撤去、産業廃棄物の撤去は行われていない。 ・新たな持ち込みは見られない。 ・災害復旧事業により農業水路を復旧
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	<ul style="list-style-type: none"> ・原因者は指導に従う姿勢を見せているが、実際は地権者との費用負担などを理由に指導に従わない（地権者が原因者に賠償請求）。 ・不適切な残土処分を直接規制する法令がない。 	
備考	崩壊土砂流出危険地区	

機関区分	市町村		
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 27 年		
場所	地目	畑、山林	
	区域指定	—	
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの		
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積：2,000 m ² ～ (許可) 市町村条例：要許可面積：500 m ² ～2,000 m ² (対象外：要許可面積超)	
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	廃棄物処理法	
埋立て等の規模	面積：9,000 m ² 、体積：70,000 m ³ 、高さ：18m(第2期造成工事)		
土砂への混入	廃棄物(うち建設汚泥)：混入あり【がれき類】(混入なし) 汚染土：混入なし		
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、ストックヤード：不明		
不適切の内容(規制の承知状況)	都道府県土砂条例の許可を受けて行った造成工事で使用していた再生砕石が、廃棄物処理法上の廃棄物に該当		
被害の発生状況	造成工事に伴い発生した再生砕石(白い水)が河川等へ流出		
事案の対応状況	対応法令等	廃棄物処理法	
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・造成工事に伴い発生した再生砕石(白い水)が河川等へ流出しているとする苦情が近隣市民から寄せられた。 ・造成に使用されている再生砕石交じり土砂は、土砂埋立て行為の許可要件に問題はなかったものの、造成者が造成費を全て負担し、工事期間中の牧草補償費を払っていたため、「当該取引に経済的合理性がないこと」により、廃棄物に該当と判断した。 ・廃棄物処理法に基づく指導 	
		告発	—
		罰金	—
		行政代執行	—
調査日現在の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・行為者による撤去・原状回復は一部行われている。 ・当初、搬出を行うよう指示していた第1期造成工事(令和2年～5年)よりも先に、後に指示した第2期造成工事(平成28年)の搬出が完了している。 		
	是正・解決	未解決	

<p>対応に当たって苦慮した内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再生砕石の大型需要がなく、違法造成現場からの搬出時期が度々延期された経緯がある。 ・近年、土砂災害が多発しており、再生砕石の供給過多状況となっており、再生砕石をストックしておく状況にも限界がきている。
<p>備考</p>	

機関区分	都道府県		
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 29 年～31 年		
場所	地目	田、原野	
	区域指定	—	
埋立て等の目的	駐車場		
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	土砂条例以外の条例による対応 (埋立ての届出)	
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	廃棄物処理法	
埋立て等の規模	面積：10,000 m ² 、体積：40,000 m ³ 、高さ：5m (最大)		
土砂への混入	廃棄物 (うち建設汚泥)：混入なし (混入あり) 汚染土：混入あり (ふっ素、鉛)		
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、ストックヤード：不明		
不適切の内容 (規制の承知状況)	埋立資材として用いられた汚泥の中間処理後物から土壤環境基準及び土壤汚染対策法に定める基準を超過する有害物質が検出された。		
被害の発生状況	近隣住民による悪臭に関する苦情		
事案の対応状況	対応法令等	廃棄物処理法	
	対応状況等	対応状況等	廃棄物処理法に基づいて基準を超過する再生土の適正処分について行政指導 (勧告 1 回) を行った。その結果、同業者は汚泥の撤去を行っている。
		告発	—
		罰金	—
		行政代執行	—
調査日現在の状況		<ul style="list-style-type: none"> ・土の製造元である中間処理業者において撤去作業を実施。土質調査を行い、基準を超過した計約 1,000 m³を汚泥として処分 ・現在は事業用地として使用されている。 	
	是正・解決	平成 31 年	
対応に当たって苦慮した内容	—		
備考			

機関区分	都道府県		
不適切な処理が始まった始期～終期	令和元年～2年		
場所	地目	山林	
	区域指定	土砂災害警戒区域（土石流）、土砂災害特別警戒区域（土石流）	
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの		
規制の対象となる法令等	土砂条例 （許可の有無）	都道府県条例：要許可面積 2,000 m ² ～（許可） 市町村条例：要許可面積 500 m ² ～2,000 m ² （対象外：要許可面積超）	
	規制の対象となる法令 （土砂条例以外）	廃棄物処理法	
埋立て等の規模	面積：約 9,000 m ² 、体積：2,000 m ³ 、高さ：2m以上		
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入あり【がれき類、木くず】 （混入の疑いあり） 汚染土：不明		
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、ストックヤード：搬入あり		
不適切の内容（規制の承知状況）	廃棄物の混入（不法投棄）による廃棄物処理法違反		
被害の発生状況	廃棄物による環境汚染のおそれ		
事案の対応状況	対応法令等	廃棄物処理法、都道府県土砂条例	
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法担当部局が、がれき類の保管量の超過等について現地において指導を行っていた際に、隣接の土砂埋立許可地にがれき類が混入しているのを確認し、土砂条例担当部局に情報提供があり、現地にて不適正処理を確認。 ・重機で2か所土砂埋立箇所の掘り起こしを行った結果、2か所で廃棄物を確認した。また、埋立箇所の一部においては周囲と土の色が異なっており、汚泥混入と疑われる箇所が確認された。 ・廃棄物処理法及び都道府県土砂条例により停止・撤去の指導（都道府県土砂条例：口頭1回、文書1回） 	
		告発	—
		罰金	—
		行政代執行	—
調査日現在の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・行為者による撤去・原状回復がなされ解決した。 ・当該埋立地（建設残土の最終処分場）は、都道府県が指定処分先として定めた施設の一つであったが、本件不適正処理事案の発生を受け、現在は指定処分先としての受入を中止している。 		

	是正・解決	令和2年
対応に当たって苦慮した内容	がれき類が埋設されていたため、その範囲の特定に苦慮した。	
備考		

機関区分	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 26 年～28 年	
場所	地目	山林、原野、雑種地
	区域指定	—
埋立て等の目的	発生土処分場への産業廃棄物の不法投棄 ※本件は、収集運搬業者が、不正な利益を得る目的で、処分地運営業者に無断で、産業廃棄物を混入した土砂を処分場に搬入したもの（処分場運営業者は被害者）	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 2,000 m ² ～（許可） 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	廃棄物処理法
埋立て等の規模	面積：30,000 m ² 体積：600,000 m ³ （予定。進捗状況は全体の約 60%） 高さ：84m（予定。現況地盤高 44m）	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入あり【ガラスくず、陶磁器くず（レンガ片、陶器片）、木くず】 （混入なし） 汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物混入土の埋立て（廃棄物混入土量：20,000 m³、盛り土高：15m）（廃棄物混入土の粒の大きさは全て 10mm 以下で、見た目は全体が砂状。成分は礫（石）や砂等が主体で、それに廃棄物が混入している。主要な廃棄物は、レンガ片、陶器片、ガラス片及び木くず。） ・ 埋立許可地の埋立土砂に産業廃棄物が混入され、不法投棄された事案（土地所有者及び施工業者は被害者） ・ 本事案では、産業廃棄物の有償譲渡を不適正に運用することにより、マニフェストによる管理がされなくなった産業廃棄物（レンガ片、陶器片、ガラス片、木くず）が建設発生土に混入されて埋め立てられた。 	
被害の発生状況	埋立事業者が行ったボーリング調査等の結果、有害物質の流出や土砂崩落のおそれはない。しかし、覆土等の飛散流出防止措置が講じられていないため、産業廃棄物が埋立区域外に飛散、流出するおそれがある。	
	対応法令等	廃棄物処理法

事案の対応状況	対応状況等	土砂条例を基に搬入停止の行政指導（口頭で1回）を実施。 ※平成30年、産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物収集運搬業者に対して、廃棄物処理法違反による有罪判決が言い渡され、確定した。一方、埋立事業者に対しては、平成31年に無罪判決が言い渡され、確定した。
	告発	－
	罰金	個人：300万円、法人：1,000万円（廃棄物処理法） ※産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物収集運搬業者
	行政代執行	－
調査日現在の状況		令和元年、廃棄物処理法を所管する市町村は、産業廃棄物の飛散、流出のおそれがあるため、対策計画を作成・提出するよう行政指導（文書）を実施。令和2年、周辺住民との協議を十分重ねた上で対策計画書が提出され、令和3年、施工業者が事業の地位を承継し、計画より土砂搬入量を減少させた計画に変更することとし、変更許可を行ったところであり、引き続き是正指導中
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容		搬入された廃棄物混入土は、他の建設発生土と混ぜて敷き均されていたため、廃棄物等の異物が混入していることを認識するのは困難であった。
備考		大規模盛土造成地（谷埋め型）

機関区分	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	令和元年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 1,000 m ² ～ (許可) 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	廃棄物処理法
埋立て等の規模	面積：4,000 m ² 、体積：20,000 m ³ 、高さ：10m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入あり【木くず】（不明） 汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、公共工事：搬入あり、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	土砂内に廃棄物（木くず等）が混入	
被害の発生状況	木くず由来の汚水の発生のおそれ	
事案の対応状況	対応法令等	廃棄物処理法、都道府県土砂条例
	対応状況等	廃棄物処理法及び都道府県土砂条例に基づく廃棄物の分別撤去及び廃棄物混じりの土砂の搬入禁止。行政指導（口頭で1回）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	工事発注者に対し、土砂に混入した木くずについて適切に処分するように指導を行った。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考	工事発注者の認識不足。工事で掘削した土の中に木の根が混じっていた事案である。担当者としては、木の根が多少混入するぐらいは問題ないと認識していたようである。	

機関区分	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 31 年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 1,000 m ² ～ (対象外：要許可面積未満) 市町村条例：要許可面積 1,000 m ² ～ (対象外：要許可面積未満)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	廃棄物処理法
埋立て等の規模	面積：100 m ² 、体積：700 m ³ 、高さ：20m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入あり【汚泥（※）、陶磁器くず（瓦くず）】（不明） ※ 建設汚泥ではなく、建設資材を製造する工場から排出された汚泥 汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	廃棄物混じりの土砂を投棄 都道府県土砂条例等により埋立て等に規制が課されていることを知らずに埋立て等が行われている。	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	廃棄物処理法
	対応状況等	行為者は 2 者あり、廃棄物処理法に基づき、両者共に改善計画書及び完了報告の提出を求めた。行政指導（口頭で 1 回）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	廃棄物の撤去、原状回復がなされ解決した状況にある。その後、敷地をならした結果、面積が都道府県土砂条例の要件に該当したため、令和 2 年に特定事業の許可を取得している。	
	是正・解決	令和元年
対応に当たって苦慮した内容	現場は土取り跡地で、高低差が 40m 程度である崖であり、撤去に危険が伴うおそれがあったため、時間を要した。	
備考		

機関区分	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	令和元年	
場所	地目	田
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積：1,000 m ² ～ (許可) 市町村条例：要許可面積：1,000 m ² ～ (-)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	廃棄物処理法
埋立て等の規模	面積：6,000 m ² 、体積：20,000 m ³ 、高さ：10m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入あり【木くず、廃プラスチック】 (不明) 汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入なし、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	廃棄物の混入	
被害の発生状況	—	
事案の対応状況	対応法令等	廃棄物処理法
	対応状況等	廃棄物処理法に基づき、令和元年に立入り時、廃棄物の混入を確認し、撤去することを行政指導（口頭で1回）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		令和元年、改善計画書の提出を受け、撤去後の立入りをし、作業の完了を確認した。（完了報告書は令和元年に提出）
	是正・解決	令和元年
対応に当たって苦慮した内容	—	
備考		

機関区分	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年～31 年	
場所	地目	畑
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に土砂処分場に搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (施行前) 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：不明、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	残土置場から河川に土砂が流入したもの	
被害の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> 一部土砂が河川に流入 河川に流入したことによる二次被害は確認されていない。 	
事案の対応状況	対応法令等	—
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> 本件は、対岸の地権者からの通報（河川に土砂が落ちている音が聞こえる）により、都道府県の出先機関が対応（土砂流入の事実は確認できなかったものの、流出が予想される勾配であったことから、口頭による注意、法令等に根拠があるものではない）したもの 平成 31 年に事業者が注意に応じ、河川付近の土砂を撤去し、安定勾配としたことが確認されたため、解決としている。
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	現在、河川への土砂の流入のおそれは少なく、月 1 回の巡視により現地確認を継続しているが、現在のところ新たな残土の受入れはない。	
	是正・解決	平成 31 年
対応に当たって苦慮した内容	規制対象となる法令等がなかった点	
備考		

機関区分	都道府県		
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 28 年～29 年		
場所	地目	原野	
	区域指定	—	
埋立て等の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・建設資材として搬入されたもの ・平坦な土地の造成（将来の利用については検討中） 		
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（施行前） 市町村条例：未制定	
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—	
埋立て等の規模	面積：60,000 m ² （計画）、体積：130,000 m ³ （計画） 高さ：9m（計画）		
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：混入なし		
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、公共工事：搬入あり、ストックヤード：不明		
不適切の内容（規制の承知状況）	残土置場から強風時に粉じん被害が発生（近隣住民から苦情）		
被害の発生状況	強風時に粉じん被害が発生		
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例（施行後対応）	
	対応状況等	市町村に近隣住民から苦情があり、都道府県に規制対象となる法令等の有無について照会があったもの。該当する法令がない旨を回答したが、市町村から事業者に対し苦情の内容を伝え、その後防塵対策（柵の設置）が講じられた。	
		告発	—
		罰金	—
		行政代執行	—
調査日現在の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年、土砂条例に基づく許可を取得 ・残土受入れを継続しているため、今後は、半年に一度の定期報告により状況を確認するほか、必要に応じて現地立入等により指導を実施 		
	是正・解決	平成 29 年	
対応に当たって苦慮した内容	規制対象となる法令等がなかった点		
備考			

機関区分	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年～令和 2 年	
場所	地目	原野
	区域指定	—
埋立て等の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・建設資材として搬入されたもの ・平坦な土地の造成（将来の利用については検討中） 	
規制の対象となる法令等	土砂条例 （許可の有無）	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（施行前） 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 （土砂条例以外）	—
埋立て等の規模	面積：60,000 m ² （計画）、体積：130,000 m ³ （計画） 高さ：9m（計画）	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、公共工事：搬入あり、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	残土置場から海面に土砂が流入したもの	
被害の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・一部土砂が海面に流入 ・河川に流入したことによる二次被害は確認されていない。 	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例（施行後対応）
	対応状況等	都道府県の出先機関が海面への流出を確認し、口頭で注意したもの。 法面を適切に成形するよう指導
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 2 年、土砂条例に基づく許可を取得 ・残土受入れを継続しているため、今後は、半年に一度の定期報告により状況を確認するほか、必要に応じて現地立入等により指導を実施 	
	是正・解決	令和 2 年
対応に当たって苦慮した内容	規制対象となる法令等がなかった点	
備考		

機関区分	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	令和元年	
場所	地目	雑種地（実質は山林）
	区域指定	—
埋立て等の目的	単に投棄されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 （許可の有無）	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（対象外：要許可面積未満） 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 （土砂条例以外）	—
埋立て等の規模	面積：2,994 m ² 、体積：約 9,000 m ³ 、高さ：不明（数m）	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明） 汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	都道府県土砂条例を承知し、同条例対象未満の規模で施工	
被害の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立地が崩落し、崩れた土砂が河川に流出し、著しい泥汚れを発生させている。 ・下流河川から工業用水を取水している事業者の生産活動に影響が出た。 ・下流河川での農業利水があり、濁りにより影響が出る可能性がある。 	
事案の対応状況	対応法令等	—
	対応状況等	都道府県土砂条例の責務規定に基づき、土砂崩落、河川への流出対策を行政指導（文書で3回）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		<ul style="list-style-type: none"> ・行為者は、資力がないことを理由に対策を実施せず、根本的な解決に至っていない。 ・崩落した土砂の流出先の水路の管理者、下流河川の管理者が濁り対策を実施し、現状では河川の濁りは沈静化している。 ・台風集中豪雨等による状況の悪化が懸念される。
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂条例の許可対象規模未満であるほか、森林法、砂防法等も適用されないため、強制力のある対応ができない。 ・行為者が、資力がないことを理由に対策を実施しない。 	

	<ul style="list-style-type: none">・下流での濁水対策を行政機関が実施しているが、行為者に負担を求めることができるかどうか等について課題がある。
備考	

機関区分	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 29 年～	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	単に投棄されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (対象外：要許可面積未満) 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² (施行前)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：2,900 m ² 、体積：70,000 m ³ 、高さ：10m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明） 汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	行政指導が必要な土砂埋立て（農地造成名目）	
被害の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・台風の影響で崩落 ・人的被害あり ・道路通行止め（1年間）。河川閉塞による浸水 	
事案の対応状況	対応法令等	—
	対応状況等	各行政庁の所管する法令の範囲で任意の行政指導（森林法・市町村環境保全条例）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		休止中。外部からの土砂搬入がないか監視中
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	森林法の林地開発許可の対象面積未満及び都道府県土砂条例の許可対象外行為であり、強制力を伴う指導等が困難であった。	
備考	把握端緒：住民通報	

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 25 年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に搬入（市町村の見解）	
規制の対象となる法令等	土砂条例 （許可の有無）	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（施行前） 市町村条例：要許可面積 1,000～3,000 m ² （施行前）
	規制の対象となる法令 （土砂条例以外）	—
埋立て等の規模	面積：3,000 m ² 、体積：不明、高さ：30m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明） 汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	建設発生土の構造・安全基準に準拠しておらず、軽微な崩落を繰り返しており、危険である。	
被害の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・軽微な崩落を繰り返しており、危険である。 ・大雨時等に崩落し、市町村管理河川等に流入するおそれあり 	
事案の対応状況	対応法令等	—
	対応状況等	月 1 回の現場状況確認
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		将来的にソーラーパネルを設置するため、構造を含め再整備に向け都道府県と協議中
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	当該土地の所有者が都道府県外在住者のため、連絡を取るのに時間を要した。	
備考		

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 27 年～29 年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に搬入（市町村の見解）	
規制の対象となる法令等	土砂条例 （許可の有無）	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（施行前） 市町村条例：要許可面積 1,000～3,000 m ² （施行前）
	規制の対象となる法令 （土砂条例以外）	—
埋立て等の規模	面積：①4,000 m ² 、②3,000 m ² 、体積：不明、高さ：30m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入の疑いあり（不明） 汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	建設発生土の構造・安全基準に準拠しておらず、軽微な崩落を繰り返しており、危険である。	
被害の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・軽微な崩落を繰り返しており、危険である。 ・大雨時等に崩落し、市町村管理河川等に流入するおそれあり 	
事案の対応状況	対応法令等	—
	対応状況等	月 1 回の現場状況確認
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		現在はソーラーパネルが設置されているが、勾配等が盛土の基準を超過していると考えられる。
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	当該土地の所有者（法人代表者）とは音信不通の状態である。	
備考		

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に搬入（市町村の見解）	
規制の対象となる法令等	土砂条例 （許可の有無）	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（施行前） 市町村条例：要許可面積 1,000～3,000 m ² （施行前）
	規制の対象となる法令 （土砂条例以外）	—
埋立て等の規模	面積：4,000 m ² 、体積：不明、高さ：30m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入の疑いあり（不明） 汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	建設発生土の構造・安全基準に準拠しておらず、軽微な崩落を繰り返しており、危険である。	
被害の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・軽微な崩落を繰り返しており、危険である。 ・大雨時等に崩落し、市町村管理河川等に流入するおそれあり 	
事案の対応状況	対応法令等	—
	対応状況等	月 1 回の現場状況確認
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	現在はソーラーパネルが設置されているが、勾配等が盛土の基準を超過していると考えられる。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	当該土地の所有者（法人代表者）とは音信不通の状態である。	
備考		

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年～31 年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に搬入（市町村の見解）	
規制の対象となる法令等	土砂条例 （許可の有無）	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（施行前） 市町村条例：要許可面積 1,000～3,000 m ² （施行前）
	規制の対象となる法令 （土砂条例以外）	—
埋立て等の規模	面積：①800 m ² ②4,000 m ² ③9,000 m ² ④700 m ² 体積：不明、高さ：10m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	建設発生土の構造・安全基準に準拠しておらず、軽微な崩落を繰り返しており、危険である。	
被害の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入途中で放置されているため、隣接地への土砂の流入あり ・大雨時等に崩落し、市町村管理河川等に流入するおそれあり 	
事案の対応状況	対応法令等	—
	対応状況等	月 1 回の現場状況確認
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		搬入途中で放置されているため、隣接地への土砂の流入あり
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	開発工事を行っていた事業者に対しては、土砂の流入が確認される度に注意と是正を促していたが、令和元年に事業者の代表者が死去された後、後任の代表者と音信不通となり、搬入された現場も放置されたままの状態となっている。	
備考		

機関区分	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 29 年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	単に投棄されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (対象外：要許可面積未満) 市町村条例：未制定
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：3,000 m ² 未満、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（混入の疑いあり） 汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	<ul style="list-style-type: none"> ・管理がルーズで崩落のおそれあり ・都道府県土砂条例を承知し、同条例対象未満の規模で複数箇所を施工 	
被害の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> ・許可対象規模未満で土砂を埋め立てている行為者（許可を受けるつもりがない）が場所を変えながら土砂を埋め立てているが、管理がルーズで、土砂の崩落や車両通行による道路の汚れ等が懸念される。 ・崩落等による被害は確認されていない。 ・車両の走行台数の増加、道路の汚れについて苦情の申立てがあった。 	
事案の対応状況	対応法令等	—
	対応状況等	都道府県土砂条例の責務規定に基づき、複数回指導を実施
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	行為者は、埋立地が一杯になると新たに確保した他の埋立地での埋立てを始めるため、終息に至らない。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	<ul style="list-style-type: none"> ・行為者に条例の許可を受けるつもりがなく、強制力のある対応ができない（許可対象規模を超過した場合、厳正に対処することは教示）。 ・土砂条例逃れの事案。土砂条例上は問題がない。 	

	<ul style="list-style-type: none">・一団地の判断は、明確に白黒つけられるものではなく、適用が難しい。
備考	<ul style="list-style-type: none">・残土処分が目的・建設汚泥の混入の疑いについては、汚泥処理物に見えることと、現場の作業員への聞き取り結果による。

機関区分	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年～	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	建設資材として搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (施行前) 市町村条例：要許可面積 1,000～3,000 m ² (施行前)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：8,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	構造基準、土砂基準等不適合な埋立て等のおそれ	
被害の発生状況	土砂の崩落による敷地外への流入又は生活環境への影響のおそれ	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例（施行後対応）
	対応状況等	—
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		令和 2 年、土砂条例施行後、事業者から同条例に基づく申請。令和 3 年不許可。不許可となった日以降は現地への土砂等の搬入は停止。ただし、不許可となった日以前に現地に搬入された土砂が不安定な状況で残置されていること、また県外からの受入窓口となっている港湾には依然として県外から土砂等が搬入されていることは課題
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	土砂条例適用の経過措置期間中に無秩序に土砂が搬入され、従前の地盤の把握が困難で、崩落に対する安全性の評価が困難となることや、土の安全性の評価についても把握が困難な状況となることが懸念された。その後、事業者から土砂条例の申請がなされたものの、事業者の土砂条例に関する理解が不足しており、再三の説明・指導を行っても理解が進まず、申請内容の修正がなされなかった。	
備考	事例番号 116 と重複事案	

機関区分	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	令和2年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	建設資材として搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (施行前) 市町村条例：要許可面積 1,000～3,000 m ² (施行前)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：9,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明） 汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	構造基準、土砂基準等不適合な埋立て等のおそれ	
被害の発生状況	土砂の崩落による敷地外への流入又は生活環境への影響のおそれ	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例（施行後対応）
	対応状況等	—
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	令和2年、土砂条例施行後、事業者から同条例に基づく申請。令和3年不許可。不許可となった日以降は現地への土砂等の搬入は停止。ただし、不許可となった日以前に現地に搬入された土砂が不安定な状況で残置されていること、また、県外からの受入窓口となっている港湾には、依然として県外から土砂等が搬入されていることは課題	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	土砂条例適用の経過措置期間中に無秩序に土砂が搬入され、従前の地盤の把握が困難で、崩落に対する安全性の評価が困難となることや、土の安全性の評価についても把握が困難な状況となることが懸念された。その後、事業者から土砂条例の申請がなされたものの、事業者の土砂条例に関する理解が不足しており、再三の説明・指導を行っても理解が進まず、申請内容の修正がなされなかった。	
備考	事例番号 117 と重複事案	

機関区分	都道府県	
不適切な処理が始まった始期～終期	令和2年	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	不明。残土処分目的と考えられる。	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：都道府県条例により、当該市町村の区域は適用除外 市町村条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (施行前)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：約 2,000 m ² 、体積：不明、高さ：5m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入なし（混入なし）、汚染土：混入なし	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	森林開発を規制する都道府県条例に基づく協議を行わず土砂の搬入を行った。	
被害の発生状況	崩落して畑や周辺の河川へ流出するおそれがある。	
事案の対応状況	対応法令等	森林開発を規制する都道府県条例
	対応状況等	森林開発を規制する都道府県条例に基づく搬入停止等指導（文面）
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		森林開発を規制する都道府県条例に基づく搬入停止等指導中
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	小面積(1,000 m ² 未満)の段階から監視、指導していたが、行為者は従わず搬入を継続したため、規模が拡大し違反となった。	
備考		

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年～	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	建設資材として搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (施行前) 市町村条例：要許可面積 1,000～3,000 m ² (施行前)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：8,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明） 汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	構造基準、土砂基準等不適合な埋立て等のおそれ ※ 条例施行（令和 2 年）以前の発生であり、直ちに条例違反ではないが、今後違法となり得る事案。条例施行後も搬入が確認されている。	
被害の発生状況	土砂の崩落による敷地外への流入又は生活環境への影響のおそれ	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例（施行後対応）
	対応状況等	—
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	令和 2 年、都道府県の土砂条例に基づく埋立ての許可申請が行われたが、令和 3 年に不許可となり、その後土砂の搬入は確認されていない。ただし、不許可決定前に埋め立てられた土砂はそのままである。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	都道府県により対応中	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県土砂条例適用の経過措置期間事案 ・ 事例番号 113 と重複事案 	

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	令和2年～	
場所	地目	山林
	区域指定	—
埋立て等の目的	建設資材として搬入されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (施行前) 市町村条例：要許可面積 1,000～3,000 m ² (施行前)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：9,000 m ² 、体積：不明、高さ：不明	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明） 汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：不明、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	構造基準、土砂基準等不適合な埋立て等のおそれ ※ 条例施行（令和2年）以前の発生であり、直ちに条例違反ではないが、今後違法となり得る事案。条例施行後も搬入が確認されている。	
被害の発生状況	土砂の崩落による敷地外への流入又は生活環境への影響のおそれ	
事案の対応状況	対応法令等	都道府県土砂条例（施行後対応）
	対応状況等	—
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	令和2年、都道府県の土砂条例に基づく埋立ての許可申請が行われたが、令和3年に不許可となり、その後土砂の搬入は確認されていない。ただし、不許可決定前に埋め立てられた土砂はそのままである。	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	都道府県により対応中	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県土砂条例適用の経過措置期間事案 ・ 事例番号 114 と重複事案 	

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 25 年～29 年	
場所	地目	原野
	区域指定	—
埋立て等の目的	処分を目的に搬入（市町村の見解）	
規制の対象となる法令等	土砂条例 （許可の有無）	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（施行前） 市町村条例：要許可面積 1,000～3,000 m ² （施行前）
	規制の対象となる法令 （土砂条例以外）	—
埋立て等の規模	面積：不明、体積：不明、高さ：10m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明） 汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	建設発生土の構造・安全基準に準拠しておらず、崩落のおそれがある。	
被害の発生状況	大雨時等に崩落するおそれあり	
事案の対応状況	対応法令等	—
	対応状況等	月 1 回の現場状況確認
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況		盛土がされたまま放置された状態
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	開発行為を行った事業者（法人代表者）とは音信不通の状態である。	
備考		

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 26 年～29 年	
場所	地目	山林
	区域指定	土砂災害警戒区域（土石流）、土砂災害特別警戒区域（土石流）
埋立て等の目的	処分を目的に搬入（市町村の見解）	
規制の対象となる法令等	土砂条例（許可の有無）	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～（施行前） 市町村条例：要許可面積 1,000～3,000 m ² （施行前）
	規制の対象となる法令（土砂条例以外）	—
埋立て等の規模	面積：①4,000 m ² 、②1,000 m ² 、体積：不明、高さ：10m	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：混入の疑いあり（不明）、汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：搬入あり、公共工事：搬入なし、ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	建設発生土の構造・安全基準に準拠しておらず、崩落のおそれがある。	
被害の発生状況	大雨時等に崩落し、市町村管理河川等に流入するおそれあり	
事案の対応状況	対応法令等	—
	対応状況等	月 1 回の現場状況確認
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	現在は盛土がされたまま放置された状態で、所々水みちができてい	
	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	開発行為を行った事業者（法人代表者）とは音信不通の状態である。	
備考		

機関区分	市町村	
不適切な処理が始まった始期～終期	平成 30 年	
場所	地目	雑種地
	区域指定	—
埋立て等の目的	単に投棄されたもの	
規制の対象となる法令等	土砂条例 (許可の有無)	都道府県条例：要許可面積 3,000 m ² ～ (対象外：要許可面積未満) 市町村条例：要許可面積 500～3,000 m ² (対象外：要許可面積未満)
	規制の対象となる法令 (土砂条例以外)	—
埋立て等の規模	面積：460 m ² 、体積：400 m ³ 、高さ：1m以上	
土砂への混入	廃棄物（うち建設汚泥）：不明（不明） 汚染土：不明	
建設発生土の搬入元	都道府県外：不明、公共工事：搬入のおそれあり ストックヤード：不明	
不適切の内容（規制の承知状況）	住宅地内の土地で土砂搬入	
被害の発生状況	土砂崩落し、調整池に流入するおそれあり	
事案の対応状況	対応法令等	—
	対応状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村土砂条例に係る指導なし ・平成 30 年、周辺住民から、近隣住宅地内の土地で土砂搬入されているとの通報。現地確認したところ、堆積面積は 440 m²と要許可対象面積未満であったが、現地には看板等はなく行為者の特定困難。登記簿の確認により土地所有者のみ確認するとともに、現地パトロール等を継続
	告発	—
	罰金	—
	行政代執行	—
調査日現在の状況	是正・解決	未解決
対応に当たって苦慮した内容	該当法令がない事案である。行為面積が 500 m ² 未満のため、市町村土砂条例の事業者の責務に関する行政指導はできるが、市町村土砂条例の許可対象規模には該当しないため、万が一災害の防止及び環境の保全に支障を来すおそれが生じた場合の法令上の厳しい指導が困難となる可能性がある。	

備考	
----	--